

第十九回 参議院農林委員會會議録第四十七号

昭和二十九年五月三十日(日曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動
本日委員河合義一君及び村尾重雄君辭任につき、その補欠として、野濤勝君及び棚橋小虎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 片柳 眞吉君
- 理事 宮本 邦彦君
- 委員 雨森 常夫君
- 川口 爲之助君
- 佐藤清一郎君
- 重政 庸徳君
- 関根 久藏君
- 横川 信夫君
- 上林 忠次君
- 北 勝太郎君
- 河野 謙三君
- 江田 三郎君
- 河合 義一君
- 清澤 俊英君
- 野濤 勝君
- 棚橋 小虎君
- 松浦 定義君
- 鈴木 一君
- 鈴木 強平君
- 中澤 茂一君
- 小枝 一雄君
- 政府委員 農林政務次官 平野 三郎君
- 農林大臣官房長 渡部 伍良君

- 農林省農林 小倉 武一君
- 経済局長 大坪 藤市君
- 農林省畜産局長 安楽城敏男君
- 事務局側 常任委員 倉田 吉雄君
- 会専門員 常任委員 吉雄君
- 会専門員 倉田 吉雄君

説明員

- 厚生省社会 熊崎 正夫君
- 局庶務課長 鶴川 益男君
- 農林省畜産 井上 綱雄君
- 局畜政課長 美馬 郁夫君
- 農林省畜産 井上 綱雄君
- 局競馬部長 美馬 郁夫君
- 建設省河川 局水政課長 美馬 郁夫君

本日の会議に付した事件

○昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日本中央競馬会法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に關する件

○委員長(片柳眞吉君) それでは委員

衆議院議員

政府委員

- 農林政務次官 平野 三郎君
- 農林大臣官房長 渡部 伍良君

明を聞きましたので、本日は直ちに質疑に入りませう。

○江田三郎君 ちよつとその質疑に入る前に、過つて審議をする農業協同組合法の一部修正と、農業委員会法の一部修正等について資料を要求したいと思つておるが、その日になつてやつたのでは間に合わないと思つておるから、あらかじめ今日お願いしておきたいと思つておる。

それで第一は、農業協同組合法の一部修正については、第一に、農業協同組合に与えられておるところの法律、政令、都道府県令による特別措置の内容如何、それから第二に、農業協同組合に對し、国若しくは都道府県から補助なり融資が行われておればその状態、第三に、農業協同組合に關する都道府県の事業費が委託されておるとすれば、その内容、それから第四に、都道府県別の農業協同組合の設立及び解散状況並びに解散の理由別、それから第五に、農業協同組合及び農業協同組合關係者による不正事件で起訴された事件の件数、種類別、第六に、全国及び都道府県の経済事業を援う農業協同組合連合会の収支バランス及び事業実績、これは事業別の実績、それから第七に、全国及び府県指導農業連合会の職員数と事業別の実績、それから収入の源泉、第八に、一般単協の事業別組合数と事業の分量、第九に、任意共済事業を農業協同組合が取扱つてゐる現況と将来計画、第十に、都道府県指導

連に対する単協の加入のパーセント、これは大体五カ年間に互つて出して頂きたいと思つておる。

それから農業委員会關係につきましても、農業委員会の経費と職員の数、それから第二に、農業委員会に都道府県が直接出す経費のほかに、農業委員会の経費として出さないで、他の費目から農業委員会の、例えば旅費その他を出しておるといふことがあればその状態、それから次に、府県及び町村で農業計画を立てられておれば、その数、それをその農業計画を立てた主体が市町村であるか、農協であるか、農業委員会であるか、この區別、それからもう一つ、農民組合の現況及びその綱領と言ひますか、そういうもの、これだけ一つ資料として要求して頂きたいと思つておる。

○委員長(片柳眞吉君) それでは何か御質問はありませんか。それでは私から質問をいたしますが、この営農資金の特別措置法案は、去年の措置と違つたところがありますか、どうか。

○政府委員(渡部伍良君) 先ず第一点は、第二条に規定してあります減収が、今年の収穫量の百分の三十、これは去年と同じであります、その次の「減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十一」と、その規定を附加したのが一点であります。これは昨年の事例を見ますと、一応百分の三十以上の減収というので査定を出しましたが、実際に末端で貸付ける場合に、頭割りとか、いろいろ

ろなことをやつておる事例が出て来まして、必ずしもうまく行つていないというふうなものがありましたので、こゝういふふうな直したのであります。それから昨年は作物の種類を限定しておつたのでありますが、今年は作物の種類は限定いたしませんで、只今申上げましたような作物の種類を限定する代りに、農家の農業による総収入額というのでやつたのであります。それから第二点は損失補償の点であります、昨年は地方に半分持たすといふことは今年と同じであります、今年も地方に持たすときに市町村に地方の負担の半分、即ち損失補償全部で四割であります、そのうち国が二割、地方団体が二割持つ。そのうちの一部を市町村で持つことを原則に掲げたのであります。これは昨年も市町村で付けるようにと言つておりましたが、昨年の経験に鑑みまして、やはり市町村に原則的に持たして例外的にこれを免除するほうがいいと、即ち昨年度のの様子を見ますと、市町村が相当熱心に面倒を見てくれたところは比較的うまく処理ができておるけれども、市町村当局が逃げると余りうまく行きませんので、そういう点を入れたのであります。

大体そういう点が違つておる。○委員長(片柳眞吉君) 剛第四條の資金額が四億五千万円に殖えておるのです、これは資金の裏打の確信はありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 勿論資金の裏打につきましては大蔵省とも相談を

いたしまして、遺憾のないように措置することにはいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 具体的にはどういうふうな資金なんですかね。

○政府委員(渡部伍良君) これは結局日銀から今余計出すという交渉をやつておりますが、その枠をそれだけ拡げることが原則になつております。

○委員長(片柳眞吉君) 日銀といつても農林中金を通じて出るわけですね。

○政府委員(渡部伍良君) そうです。

○雨森常夫君 三億円は四億五千万円に衆議院で修正になつたわけですか、一億五千万円……。

○政府委員(渡部伍良君) この法律の原案を作りました際には凍霜害だけであつたのでありますが、その後石川等の雹害、それから北海道、東北の風害、雪害、それから更に一昨昨日あたりの群馬、長野の凍霜害というものが出ましたので、群馬、長野の最近の被害状況は明確にはつかまれておりませんが、急遽調べまして、今まで手に入りました状況を見ますと、今までのところで見ますと、北海道の関係が六、七千万円程度になるのじやないか。それから内地の風雪害、雹害が二千万円程度、それから群馬、長野の最近の凍霜害が三、四千万円になるのじやないか。こういうふうに見られておりますが、ただ群馬、長野の凍霜害の状況は、先ほど申し上げましたように、もう少し念を入れて調べなければなりません、多少余裕を見て一億五千万円でありませう。

○清澤俊英君 こういう資金が下に廻りますときに、いつでも食糧のようなものの手許には廻らない事例がありますが、というところは、結局あの町村条

例を作つて、實際貸出の権限は農協へ委託せられ、その使途を定めるときは……。そういうふうな関係上、實際入り用の人のところに行かないで、比較的余裕のある人のところにだけ金が出て行くというので、そこで問題が起きておりますが、その点に対して何かいい方法はないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) その点は昨年問題になりました、実際にやつて見ますと、やはり頭割りとか、或いは比較的零細な農家には渡りにくいという事例が出て来たのであります。そういう点を考えまして、どうしてもこれについては協同組合が面倒を見るのが当然であります。市町村当局においてもお話のような零細農家に渡るようなことを相当熱心に指導して頂かないと工合が悪いので、市町村がこの金に当然気を配るといふ意味で保証を付けて、市町村が損失補償を分担する。これは一方から言つて、市町村の財政状況はおかしいといふ議論も出ますが、やはり自分の市町村の中のことは市町村が面倒を見なければいかん、そういう意味におきまして、貸し方についてその貸した金が返つて来ることまでやはり市町村民を市町村当局が面倒を見て行く、そういう制度がいいのじやないかといふことで今度のようなやり方にしたのであります。結局村の中のことでありまして、あの野郎怪しからん、金を貸さんといふことのないように、やはり協同組合、町村当局も皆が助け合つてやつて行くこと以外に方法はないのじやないかと考えております。

○清澤俊英君 その点を何かさういふふうにして町村長のところまでやらなかつたら、この金を下ささんといふようなはつきりしたものであればやるかも知れませんが、實際問題としては或る部分は補償せられていたが、或る部分以上の若し損害があつた場合には、それは当然出した農協の責任だからといふので、大体農協に任してあるのですがね。實際上の問題としては、未収料の総額を問題にしてあるといふので、個人の一人々々の問題じやないですから、果して全額借りたうちの四割の人たちが払わんとしうよりなことを考へられない、何ら實際としてはそういう場合が起きて来ないといふことを考へておられることを、たださういふ一つの言ひ逃れのできるものを持つて、さうしてそれが実際に當農資金として一番入りよるなところに行かないといふよりなことに對して、何か實際の手を打つて頂かなければこれはいかんかと思ふ。秋田県の場合などもありますし、私どもの県などにも一、二カ所あります。折角借りて来ましたが、農資金を、それを前借に棒引いてしまつたといふような例もある、こういうようなことではこれは大体問題にならないと思ひますので、その点を實際町村で損害がないようでありませうから、肩替りするのではないと思ひますから、何か法文化して責任を負わせないような措置がとれないものか、幾ら言つてもやらない、それが実情なんですかね……。

○政府委員(渡部伍良君) 昨年は相当な金額を流しましたので、農林省としても相当広範囲に末端の状況を調査いたしました。さうしていろいろなケースが出ております。従つて只今のうちに前借を棒引きにして必要な金を流さなかつたという例もないではなかつたよりであります。これはやはり法文の問題よりも町村当局なり、協同組合の指導の問題だと思ひますので、調査した場合には、さういふ具體的事例を挙げて県に今後の注意を喚起いたしておりますが、なおこの法律が通りましておられるに、施行の際にそれらの点を相当詳細に注意を与えたい、さういふふうを考へております。

○清澤俊英君 注意を手えてきかんと、さういふ行かなかつた場合はどういふふうにする……。

○政府委員(渡部伍良君) 只今のような点は法律事項としては相当問題がありますので、やはり繰返し指導して行く以外にないのじやないかと考へます。

○清澤俊英君 それは全くおかしいです、何か一つ強力な行政措置としてできるのじやないか、さういふ方法でやらない限りは町村に責任を負わしめて、それでやらないところは出さないといふような方針にすれば問題ない。

○政府委員(渡部伍良君) 勿論法律上はこの法律の趣旨に従わないものに対しては金を貸さないとか、利子補給をしないとかいふ、さういふ制裁があります。併しそれをやつたのでは元も子もないのでありますから、やはり中にはこの法律の趣旨に悖るやつは、そんならお前にもう貸さないと言つてはうり放しにはできないから、それは指導を重ねて行くほかにないのではないかとと思ひます。

○清澤俊英君 若しさういふような事例が出て来ました場合に、本省へ言つて来ました場合には何とか斡旋してくれますか。

○政府委員(渡部伍良君) 当然いたします。さういふことを県としばしば打合せを具體的にやつておりますから、私たちのほうでできるだけのことはいたします。

○清澤俊英君 これは昨年の冷害の當農資金ですか、これは非常に特例だと思ひます。中蒲原郡の川内村という村があるのですが、ここには農業協同組合がないのです。従つて系統資金が廻つて来ることがありませんので、村で条例を作つて、さうして村が全額補償をきめて村松町の第四銀行から借入れる、如何に交渉しましても三年以上の契約はしてくれない、それで非常に困つておられるといふことを聞いたのですが、若しさういふ事実が明らかになりましたら、何か県信連等に肩替りさして頂くあれがあるものかどうか、第一組合を持たないので、県信連も何も組合外の貸付になるから問題になるだらうと思ひますが、さういふ点はこの特別法でできたものはどうなるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 只今の例は私聞いておりませんが、県には果金庫がありますので、例えば埼玉県等は果銀行である埼玉銀行を相当利用してありますが、これは相当金利なんかも安く、従ひまして、今のような例は農協がないのですから、信連からやるわけには行かないと思ひますが、県の金庫になつておられる銀行を果が指導することによつて相当の解決ができるんじやないかと思ひますが、これは五月

二

末だから、冷害の分は切れたと思いがすが。

○清澤俊英君 長期であるからというので、三カ年以上はどうしても契約してくれない、三カ年までは契約してくれる。

○政府委員(渡部伍良君) 期間をですわ。これは併し県が中に立って……。

○清澤俊英君 県が中に立つても何でも銀行は出さない、そういう長期のものはありません。

○政府委員(渡部伍良君) これは銀行でありますから、短期の金が欲しいにきまつているのですが、この法律で五カ年ということになつておるのでありますから、もう少し話しようがあるんじゃないかと思ひます。要するに、村の銀行にその固定するあの金の心配をしてやるといふことが条件になると思ひます。そのあの金の心配をやつてやればできるのじゃないか、若し村の銀行がいかなのであれば、ほかの県の銀行を利用すればできるのじゃないかと思ひます。

○清澤俊英君 それができないのです。こういうふうな場合は何か別なことを考えてもらわなければ又同じことができません。

○雨森常夫君 この該当しておる府県等をお知らせ下さい。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど申し上げましたように、今度は作物の種類を限定しておりません。府県も限定しておりませんので、この法律の第二条に該当するところは全部行くのであります。従ひまして、これは青森、岩手、岩手は風害のやつがあるから行くかと思ひます。秋田、山形、それから大阪、四国の各県、それから北九州を

除いてはほかの県には殆んど全部行くことになると思ひます。

○雨森常夫君 九州は全部……。

○政府委員(渡部伍良君) 九州は福岡、佐賀、長崎あたりは多少あるのではありませんが、殆んど行かないのじやないかと思ひます。

○鈴木強平君 何府県ですか、二十六府県か……、その資料は配つたんですか。

○政府委員(渡部伍良君) 今度は凍霜害だけでなくして風害、雹害が入りましたから……。

○雨森常夫君 五月ですか、五月ならもうきまつておるんじゃないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 風害のやつは全部必ずしもきまつておりませんが、少額の被害で殆んどやらないといふ県もあるんじゃないかと思ひます。県としては今申上げたものが入つていないのです。

○雨森常夫君 今言つたものは入つていない……。

○政府委員(渡部伍良君) 入つていないのです。青森、秋田、山形、千葉、東京、それから大阪、四国が多少ありますが、福岡、佐賀、長崎、この辺が少い、あの府県が問題になるのではないかと思ひます。

○江田三郎君 それは大体、どの府県がどういふふうにとり資料は預けな

○政府委員(渡部伍良君) 二十九年の四月二十八日のこの表を差上げておるんですか。

○江田三郎君 来ていないよ。

○政府委員(渡部伍良君) 統計課から前に……。

○河野謙三君 簡単に一点だけ伺いた

いんですが、損害の認定ですが、これは町村長の認定ということを頼りに強く言つておられますが、実際にはどういふふうな損害査定をやるんですか。被害の認定というのは、去年の凍霜害の補償等を見ますと、非常に杜撰であつたといふことは農林省でもおわかりになつておるし、我々もよく現地で見たりおられます。こういう被害に対する特別措置といふことは絶対に我々は強調するものでありますけれども、さればと言つて、去年のようなことを繰返すことは厳に警戒しなければなりませんので、損害査定について去年の失敗に徴して、農林省は損害査定に対する特別の措置を考えておられるかどうか、これを伺いたい。

○政府委員(渡部伍良君) 損害の評価は、市町村長が普及員とか、或いは町村の技術員等を動員してやることになると思ひます。これをやる基準はおのずから過去の平均と今年の出来具合との比較といふことが出て来ると思ひます。それから今年の取量に対する損失額が百分の十であるかどうかといふのも同様な評価によつて出て来ると思ひます。併しこれは何と申しますか、びしつとした数字は勿論出て来ないので、概数で出て来るのではないかと思ひます。昨年は百分の三十一、三十といふことだけがございましたので仮に損害があると思ひましたので余りはつきりした標準にならなかつたのであります。今後は去年の例に鑑みまして、農家の損害のこうむり方、農家の経営としての損害のこうむり方のことを頭に入れておいて、去年のよう

な頭割りとかいうような金の出し方は

しないものと思つております。従つて先ほど申上げますように、びしつと損失の査定はともできないと思ひますが、この法律に書いておられます趣旨が去年に比べて相当よく実現できる、こういうふうにご考慮を願ひます。

○河野謙三君 いずれにしてもこの町村長と申しますか、現地の損害査定を更に農林省がこれを査定するわけですね、農林省は如何なる基準を以てこれを査定されるかといふことなんです。統計調査等の損害査定の数値といふものと現地の損害査定の数値といふものを、これはどういふふうにご間の調整されるか、大体の基準を伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) 私のほうで法律に何ほ融通するといふときの損害査定には統計の評価を非常な参考にしておられます。只今私の申上げましたのは、末端の貸付の場合にはどういふふうに評価をするかといふことを申上げたのであります。府県にどれだけの金が必要という評価は、府県の報告、それから統計の報告を両方見きめておられます。

○河野謙三君 今年の府県の数値とあ

なたのほうの統計調査の数値と両方を睨んだというのでは、それじや去年と同じことだと思ひます。去年も大体考へ方はそういうことだつた。結果はああいふふうにご杜撰なものになつたのであります。私は何も農林省で一方的な査定によつてやるというのを結論を持つておられるわけではございません。何らかそこに去年の失敗に徴して新しい査定基準を何か出さなければ、私は去年と同じになるのじやないか。特に凍霜害のように平面的

に被害が起るのじやなくて、非常に一つのラインとなる、例えば群馬県ならば群馬県というものを、群馬県全部、一つの郡一町といふことじやなくて、郡なり県の中の丁度利根川の川のように、一つの狭い範囲の帯状に出て来るものだと思ひます。そういう点におきましては、一般の風水害の被害等はもつと私は損害査定についてはむずかしい、こう思ひます。ずむかしいと同じ時に、むずかしいからと言つていい加減なことをしなくて、その間において何か農林省の損害査定について、去年の失敗に徴して一つはつきりしたものを私はお示し願ひたいと、こう思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 全体の被害はやはり今申上げましたような府県の調べ及び統計調査部の調べによる以外はないと思ひます。これは風水害の場合でも、冷害の今お話がありましたような特殊の現象として出て来る場合でも、やはりその現地について調べが集められて来ておるのでありますから、被害額の調査については、今までの方法よりいい方法といふものもなか／＼考えられないと思ひます。それよりも問題は、その調査に基いて被害額、それに対する所要融資額がきまつた場合に、それが本当にその被害を発生したところのその村或いはその村の中の被害農家にどういふふうにしてやるかといふことが問題じやないかと思ひますので、先ほど申上げましたように、今度の法律ではこの二条に書いておられるように、各農家の被害、田圃一枚々々の被害しやなしに、その一枚々々の被害額、各農家のどういふふうな農家単位としての被害をこうむつておるかといふことを

押えることにして、こういうことによつて昨年比べて多少の進歩的と申しますか、改善が期待できる、こういうふうに考えておられます。

○河野謙三君 最後に私希望を申し上げておきますが、結局今までもよりも農業共済の運営をよくするために、農林省の統計調査の被害調査、これにもつとウエイトをかけて行かなければいかんという事は、これはもう一致した意見になつて来たわけですね。でありますから、今回のこの特別措置にしましては、問題は被害調査につきましては、私はもつとくあなたの手許にあるところの被害調査というものを、従来よりも、去年よりもつと農林省の被害調査の数字にウエイトをかけて行くほうがいいが、現状においては遺憾ながら、これは本当から言へば、各町村の末端の被害調査で、それで事足りるわけですが、現状はそう行つておりませんから、今の状態におきましては遺憾ながらそう行つていない。農林省のあなたの手許の被害調査の数字というものに、去年よりもつとウエイトをかけて行くことが公平を期することができるのじやないか、こういうふうな私は希望を持っております。

○上林忠次君 これは「昭和二十九年四月における」と書いてありますが、先般私埼玉県の茶の被害状況を視察しましたところでは、四月の霜害じやなしに、一月、二月のあの相当低温が持続したために茶が枯れておる。ひどいところは半分枯れておる。而も南面の早く雪がとけたところが枯れておりますが、この被害が又特に多いというこ

とになりますと、これを共済してもらわないと、この霜害だけでは間に合わないじやないか。これはあなたの方の便宜措置としてやつておられるならば結構ですが、それも入つて考えておられますか、どうか、その点はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) この冬の、私のほうでは凍害と申しておりますが、凍害の分は直接にはこれに入つておりませんが、その地方が今度も凍害の害をこうむつておりますから、そういう意味で重なつて入つたということ、その分が法律適用になつて、こういうのであります。

○上林忠次君 それから今回の特別措置法案には、前年融資を受けてそれが引続きのこういふふうな災害で、とても返済がむずかしいというやつに対しては一年返済を猶予してやる、利子を又引続いて補給してやるということがこれには入つておられますが、これは政令か何かでいかにですか。

○政府委員(渡部伍良君) 償還期限を延ばしておりますので、その償還期限が延びたから当然利子補給もそのまま延びて行く、こういうふうになります。

○上林忠次君 それから、これはちよつと問題が小さくなるけれども、去年の霜害においても問題があつたのです。が、煙草のほうはこれは大蔵省でやつておる、所管が大蔵省だということ。農林省の数字にも出て来ないし、救済方法をどうするか、どちらでもいい、大蔵省のほうと話合つてもらつてもいいし、農林省の所管で救済の措置をとつてもらつてもいいのですが、この点

はよろしく御連絡願いたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 煙草は専売局でやつて頂きます。

○清澤俊英君 先ほど農協の取扱いで無理だと思われような取扱ひをしたという話がありました。その調査状況の資料を出してもらいたい、どこでどういふような取扱ひをしているか。

○政府委員(渡部伍良君) あとで整理して資料を差上げたいと思ひます。私のほうで金融課の係りを各県に出しまして……。

○清澤俊英君 あなたは今調べたものがあるということをやつたが、各県のすみか、まで調べたものが……。

○政府委員(渡部伍良君) 去年の貸付状況の調査のことですか。

○清澤俊英君 ええ。

○政府委員(渡部伍良君) 簡単にまとめましてあとで差上げます。

○鈴木強平君 ちよつとお伺いします。が、何か去年の災害についていろいろ、あとで非難されたことを、具体的ではないがいろいろ聞かされておられますが、どんな点が非難されておるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 非難の最も大きい例は、例えば融資の金を頭割りに割当てたとか、或いは先ほどお話をしましたように、救済の切替えて今度の災害対策として使ふべきやつを、旧借の支払いのやつに当てたとか、或いは又協同組合が借入れまして、これは非常に安い金でありますから、これをほかに融通して利ぎやを稼ぐ、そういうふうな例がところ／＼出ておるのであります。

○鈴木強平君 それは何か会計検査の結果出て来ておるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは私どものほうでそういう声がほろ／＼にありまして、県に照会し、数県について具体的に組合を廻りまして調べたのであります。

○鈴木強平君 大したことはないでしよう。

○政府委員(渡部伍良君) 全体のうち半分とか、三割という問題ではないけれども、そういう組合がほろ／＼にありますが、如何にも全部のものがそうだというふうな印象が出て来るわけでありませう。

○上林忠次君 前年の凍霜害に対しては追肥で善後策を講ずるとか、又農薬等を撒布して被害を少くおとめるといふような措置をとつて、これに対する補助があつたわけでありませうが、本年の霜害に対してはどう考えておられますか。

○政府委員(渡部伍良君) 本年の霜害ににつきましては、いろいろ問題は大蔵省と交渉したのでありますが、これも又昨年いろいろ問題がありまして、末端のやり方がどうとか、こうとかいうようなこともありまして、それからもう一つは、一兆円予算の関係で今年はずせないということで政府部内できまつたのであります。

○上林忠次君 もうすでに話も出ました。が、霜害というものは昨年受けた地域が又同じように今年も霜害を受けるといふようなことで極度に窮迫しておる状態でありませう。それで少くとも昨年実施されたあいつり救済対策、肥料とか、農薬といふものを本年も何とかやつてもらいたい。こういうふうな熱望があるのですが、もう大蔵省と交渉の余地はないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 今のところは先ほど申し上げましたように、出せないということになつておられます。

○松浦定義君 毎年再三こういう被害があるといふことは非常に困るのでありますが、併し日本の現状からすれば当然これは免れないことなので、恐らく政府としてもこういう処置については相当の基準を以て臨んでおられると考へておられます。従つて私は基準がないから、或いは又先ほど鈴木委員が御質問になつたように、前年の凍霜害の結果からして、今年はどうした面についていろいろ調査の上、好ましくならんような現状もあつたといふような事態にもなると思つておられますが、私はそういう意味から、本年においても今後この種の事態が又起きるかも知らん。従つて調査の基準といふものが私は相当嚴重に基本がなければならんと思つておるのですが、その点は非常にむずかしいことだと思ひますので余り申し上げませんが、私のお聞きしたいことは、今日まで各府県におきましますあらゆるこの種の調査の数字の作り方ですが、恐らく政府としては統計調査部等の数字を一番基本にされておる。更に又町村或いは府県のそうした機関のものを重点的に取上げておられて、更に又その他の団体、例えば農村でありますと協同組合、養蚕組合或いは木炭組合、漁業組合といふようなものの数字も、これはお考へになつて、併し調整した結果一本になつて決定されておると思つておられます。そこで私がお伺いしたいことは、これは後刻審議されま

団体再編成等の問題にも関係があると

思いますのでお尋ねいたしますが、現在府県或いは町村におきます農業委員会の問題は相対的にこの種の調査については全力を挙げて平素から調査もされ、こういう結果が出れば間違いない数字を作るべき筋合の機関だと思っております。従つてないならば、よろしいが、今回の凍害等については北海道を中心とした風雪害等については、どの町村か、或いは又郡段階において、或いは県段階において、そういうような数字が出て来るかどうか、そういう数字と閉きがあるのかないのかというようなことについて、何かお示しになるような点があつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 被害調査というものはなかくむずかしいのでありまして、例えは凍害のような場合、その直前でその被害の状況を見て、それがどれだけ回復できるか、これは稲の場合等でも同じであります。ところが被害の結果の食糧になるかというところが被害の結果の食糧になるかというのであります。従ひまして、どうしても直接利害関係のほうは安全をとると言ひます。ところが昨年の冷害の例なんかで見ますと、例えは稲ならば普通の土地はもう三十五日たつてみればなれば、固まらなければ、もう殆んど駄目なのだが、去年は三十五日以降になつてから晴天が続いたものだから、もう実にならないと思つたやつが、実になつた、そういうふうに非常にむずかしいのであります。これは一概には、意識的にやれば別であります。が、無意識にやつても地元と農林統計

の調査が食糧というものはもう止むを得ないぢやないかと思つておりまして、従つてそれを統計調査のほうであります。最後に、何と云うか、植物の生育の状況或いは天気の将来の長期的な見方、或いは試験場その他などの技術者との相談等によりまして、相当の念を入れて結論を出します。私のほうでは相当これを信用しておるのであります。併しできるだけ広く情報を集めた上で結論を出すほうがいいというので、府県、農林統計、その両方の統計を参照して結論を出して、今お述べになりまして、各各団体、各農業委員会等の調査があるというお話であります。これはやはり市町村、府県が主になつて農業委員会の職員等を動員してやつておるのであります。独自の農業委員会の被害の調査というものは出て来ないのではないかと、こういうふうな考へておられます。

○松浦定義君 ただ私は結果的なお話はその通りだと思つて、ばらばらのものを取上げてどうということになりません。そのことについては異議がないので、ただ、今後段の農業委員会というものがやはり私はそういう数字を作る母体にならなければいかんと思つておられます。実際問題として、やはり統計調査員がやると言ひましても、府県段階までの数字はまとまるけれども、末端の数字なんかというものは不可能という結論が出ています。それだけの陣容を持つていないのですから、これはできないことにはわかっています。例えはほかの団体が出した数字よりも、もつとやはり農業委員会の数字というものは公平でなければならぬと思つておられます。

○政府委員(渡部伍良君) 農業委員会は農業振興計画を立てておるのであります。農林振興計画の実施の部面に現われて来る災害を取上げるのは当然であります。相当やつておると思ひますが、これは併し農業委員会として外へ出るのではなくして、市町村長の最後の意思決定の機関としてあるのであります。やはり農業委員会の作つたものが市町村の報告として出て来ると私のほうでは了解しておるのであります。市町村がそのときに農業委員会、勿論共済組合の意見も聞き、それ、町村の中の農業関係の意見を聞くことになると思ひます。当然農業委員会の働きというものは、災害等の場合には大きく働いておる、私どももいろいろに思つておられます。

ばならないと思つし、或いはそうだとおもうのですが、こういう場合にはやはり或る程度町村を通してでも督促をして、農業委員会というものが重大な使命を持つておるものであるから、他のほかの団体よりも優先して、こういうものについては十分考慮を今日まで私われからおられたか、やられなくても、みずからのやるべき筋合のものであると思うから、そこまでは私はどうかと思つておられます。いろいろあつて出て参ります。法案と絡んで私はお聞きしたい点があります。そのほうとも関連して、そういう点について若し農業委員会のそうした数字が出て来た場合には、ほかのものよりも適正だと認められて、今後は別として、今日までの考へ方は、おられたかどうかというふうなことを一つ参考のために伺ひておるわけなんです。

○政府委員(渡部伍良君) 農業委員会は農業振興計画を立てておるのであります。農林振興計画の実施の部面に現われて来る災害を取上げるのは当然であります。相当やつておると思ひますが、これは併し農業委員会として外へ出るのではなくして、市町村長の最後の意思決定の機関としてあるのであります。やはり農業委員会の作つたものが市町村の報告として出て来ると私のほうでは了解しておるのであります。市町村がそのときに農業委員会、勿論共済組合の意見も聞き、それ、町村の中の農業関係の意見を聞くことになると思ひます。当然農業委員会の働きというものは、災害等の場合には大きく働いておる、私どももいろいろに思つておられます。

○松浦定義君 そいういたしますと、農業委員会の数字がその町村の数字だと大体考えられるようなものだ、こういうふうな了解してよろしくございませぬ。

○政府委員(渡部伍良君) はあ。

○上林忠次君 一般金融界が逼迫しておりますので、この生産額が逼迫して問題になると思ひますが、前年と購置資金の政府斡旋というものがあつたが、今年はどういう工合になつておるか、相当少くなるのぢやないか。まあさつき伺つておられますと、去年は相当金融市場に余裕があつたということで、政府斡旋の分を一部は残したということになつておられるけれども、今年は一一般の市中金融がさうく窮乏になつたので、政府の金融に待たなければいかんぢやないかということになります。十分に購置資金の措置をとつて頂きたいと思つておられるのであります。この点はどういう工合になつておられますか。

○政府委員(渡部伍良君) 昨年と比べて日銀引受の率が少し下つております。八割が六割になつておるようであります。これはやはり金融引縮の一環としてそういう方針が出て来てるのであります。昨年の実績等も十分参考にして行われておると思ひます。但しこの問題はそれで十分であるという確信でやつておるのであります。銀行のいろいろな立場はあると思ひますが、銀行ができるだけ自衛的に行つておられるのが金融引縮の方針であります。それから、さう甘くは考えないと思ひますが、購置資金に不自由はないように私どもでも努力いたします。

○上林忠次君 とにかく去年よりも一般の市中金融が逼迫しておりますので、この点を十分考へて頂きて、去年より融資が減るといふようなことが、この歳下の引下といふような結果を来たす原因にならないように十分御考慮願ひたいと思つておられます。これは希望いたしておきます。

○鈴木強平君 お尋ねしますが、去年はあのひどい凍害があり、次いで水害などがございましたが、特に避けられない春の凍害、これに対して今年度の予算面において、或いは農林の指導面においてどのような手を打つお考えになつておられますか、その大要を御説明願ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 冷害対策といつたしましては、先ず一番大きいのは稲の問題でありまして、これは長期的には耐冷品種の育成ということについて試験場の設備は相当拡充いたすことになつておられます。当面の問題としては冷害は必ず続いて来る、これは過去の実績から見まして殆んど間違いないのであります。耐冷品種の種子を確保しまして、例えは藤坂五号といふのは約五万石確保いたしまして、これには補助金を付けて配給するといふふうにしておられます。粟の関係等におきましては、昨年の凍害のときに、如何にして霜が降るのを早く予知、予報し、そしてこれを防止するかといふいろいろの試験をやりました。今年重油の空費でやるというふうなことも相当地行われておると思ひます。更に基礎的な調査等の、試験等の金も出ておられます。それから何と申しましたも長期予報をできるだけ早く把握すれば、少しでも準備ができるということ、昨年米象象台と常時連絡をとりまして、たしか四月の末でありましたか、

この点を十分考へて頂きて、去年より融資が減るといふようなことが、この歳下の引下といふような結果を来たす原因にならないように十分御考慮願ひたいと思つておられます。これは希望いたしておきます。

三月の末でありましたか、一応その当時までの長期予報の結論を得まして、府県にその状況を通知し、それらの準備をするように通知を出してあります。なお海流等の調査のため、つまり寒流の状況によつて気候にどういふ変化を与えるか、これは戦争前に相当長くやつておつたのでありますが、戦争が終りになつてそれが中止されておつた、そういう金も復活してやつております。これらができるだけ各農家に徹底させるのが肝要でありますので、農業改良局、蚕糸局が中心になりまして、随時府県の係官を集めまして、できるだけ末端に徹底するような処置を講じております。

○鈴木強平君 今年度ですか、前年度と二十九年度との間のそのした予算的にこれ／＼を新たにやつたというふうなのがございますか、或いは予算が殖えておるとかいうようなことがありましたら、数字の上から一つ話して頂きたい。

○政府委員(渡部伍良君) 数字は今手許にありませんので、正確に申し上げられませんが、昨年の補正予算で相当入つたんです。これはあとで整理して差上げたいと思います。それから二十九年の予算にも補正予算の続きと、それと新たな項目で大小いろいろ／＼な項目の冷害対策の費用が盛り込まれております。あとで資料として差上げます。

○鈴木強平君 我々が見たところじや、はつきりこれだけの大きな凍霜害が毎年起るのをどうして防ぐかという点において農林省の施策に私は欠けるところがあると思う。起きたあとの跡始末も十分でないと思うのです。にもかかわらず、議員のほうからも何か去

年打つた手にも大いに非難されるべき点がある、会計検査院においても二、三見付けられた点もある。併しながら、農村においても非常な被害をこうむつても我慢して、国家にも頼らないで自分の力で回復しておるものもございませぬ。いろいろ／＼なむずかしい問題をみずから解決しておるのがたくさんあるんだが、そういう点は少しも世間に出ないで悪い点ばかり出るのには私には不思議だと思つて、どうして農林省はこういふ点において、どうしても農村に對する自給対策を上げるようなお考えをお持ちにならないかと思つて、従つてお尋ねしたいことは、一体日本は毎年百三十万も人口が殖えるが、農村人口と都市人口とどのような比率で毎年殖えているか、そして又かねて随分面倒を見た例えれば開拓農家のようなものですね、それは従前通り殖えておるか、減つておるか、この機会にお尋ねしておきたいと思つて、さういふのは、予算を見て農村の予算が少くない。この被害に對して全困が被害をこうむつておるにもかわらず、三億やそこらの金でやろつたということ、ただ単にこうした災害がある、だから取上げるんだというだけであらうと思つて、さういふ関係でございませぬから、若しこのようにしておきますと、農村にとどまる人が少なくなるのではないか、さういふ点について、先ず人口がどのように移行して来ておられますか、毎年々々の水害のある所或いは凍霜害がある所に、農村人口は都市と同じ比率で増加しておられますか、どうなつておられますか、それを一つ。

○政府委員(渡部伍良君) これも今正確な資料を持つておりませんのは申上

げらるまでもありませんが、現在のところは農村人口が低減であります。むしろ減りかかつておられます。伸びがとまつておられます。というのは、これは終戦直後に外地からの引揚げ或いは都市からの帰農者がだん／＼まあ減つて来ておるといふのでありまして、少しも不思議でないであります。二十八年までの統計で申上げますと、総人口は二十六年で八千四百六十万、二十七年が八千五百九十万、二十八年が八千六百三十万であります。それに對する農家人口としては二十六年が三千七百五十六万、二十七年が三千七百九十五万、二十八年が三千七百九十九万、さういふふうになつておられて、農家人口のほうにはまあ低減気味になつておるのであります。

○鈴木強平君 そこでまあ私お尋ねするのですが、一般農村は人口の増加率は都市が今までに二十五年から見れば五百万殖えておられます、都市におきましては……。而も農村においては九万しか殖えない。まる四年間にそれは単にあなたの言うような、農村に行つたものが引揚げたという関係じゃないと思つて、いわゆる農地改革をして以来、人口をはつきりとそこで減つて、そして我々は開拓者等にも大いに予算を出してやつたはずなんです。而も開拓農民も二十二万のものが現在十六万に減つておられます、二十二万戸が。その原因は何だといふと、随分農林委員会においても骨を折つておられますし、政府も骨を折つておられますが、農民に對して農地にとどまるような施策に欠けておると思つて、今度の風水害に對して、私も、我々といひますならば、もつと早く政府は考えねばならんし、

俣が三億ぐらいの金を出して、さうして緊縮予算だからということであつては農民は立つていけないと思つて、なぜなら、農民のとつてはさうか、これは平均二百六十五円だと思つて、男女合せまして、ところが都市におきましては七百六十五円とつております。農村の三倍を都市がとつておられます。さうして風水害があればいづれは非難がある、どうかこれで農民が農村にとどまつておられましようか。特に農民の二世である若い者がとどまつておられましようか。ですから、さういふ問題については非常にお考えにならなければならぬと思つておるのです。いつも農林官僚は非常な努力をなされておられますが、このような努力では足らない。去年あのような大きな風水害があつたにもかかわらず、今年の施策は十分でない、だから今年もさ迷つてしまつて、同じような場所と同じような災害をこうむつておる。さうして二十九年で望むところのものは、再び起らないような予報的な措置が先ずして欲しい、その次にこれらについての損害、被害に對する融資をして欲しい、さういふ農村の希望は決して無理でないと思つておるのです。これについてはあなたのほうには各府県の各地先と御相談の上でございませぬが、大体納得しておるのですか、大体三億ぐらいで……。

○政府委員(渡部伍良君) これは先ほど被害の状況の説明が不十分でありました、お手許に資料をお配りしてあ

ります、今度の凍霜害の被害の状況は昨年比へましては、程度別に見ますと、もう数県に限られておるのであります。殊に長野、群馬、埼玉、岐阜程度であります。昨年二十何県に比べまして、今年被害状況を見ますれば、三億の融資というのには必ずしも釣合がとれていないといふふうにはなつておられません。私のほうはそれと腕み合せまして、この表では殆んど全県に及んでの被害が出ておられますが、統計で御覧のように、非常に少いやつもの、この表に掲げておられますので、さうなことになつておられます。

○鈴木強平君 いや、各府県の被害といふのがあつて、その程度で満足するよふな話合ができたのですか。それでこの法案ができたのですか。

○政府委員(渡部伍良君) いろいろ各県と相談しております。

○鈴木強平君 その話合の上でできた予算ですね。

○政府委員(渡部伍良君) 話合の上では今度もう少し、三億を配分のときにやるのであります、初めはさうがつちりした相談はまだできません。

○鈴木強平君 私の恐れるのは、緊縮予算だから、水害に遭つても、水害も緊縮で、天災で防がれないものも、水害も緊縮で、百あるものなら五十で我々、そんなお考えで出すと、もう農村のほうは口をききませぬよ。ばからしいからといふので、よそへ移つてしまふと思つたのだ。日本の農村のように、たつた一三〇％しかない土地に、四三〇％の人口がおる、これが町に移つ

とは、保安隊の隊員募集或いは今度自衛隊になるのでありましようが、農村の次三男対策であるというようなことを言つておられる人がある。若しそういうことが、実質的にそうでなくても、多くは農村の次三男が、先ほど鈴木委員の言われたように、人口の増大に伴つて行かなければならぬ。或いは今後の農業経営の合理化に伴つて、あれは余剰の勞力として出て行かなければならぬ。そういうことの意味も含んで、そういうことをやらねばならぬ。非常に私は一石二鳥ではなからうかと、こゝろ思つておられるのですが、今日までそういうことを要請されたようなことがあつたか、なかつたか、或いは今後そういうことについて本当にやられるようなお考えが農林省としてあるかどうか、この点を一つお伺ひいたしました。

○政府委員(渡部伍良君) 発煙筒のお話であります。これは実験をしたことがありますが、やはり重油とか、松葉とか、「わら」を焚くのは、煙のみならず、温度が相当関係があるのであります。今度の発煙筒の結果は余りかたばしくないと、こゝろいうふうな結果が出ておるのであります。従いまして、なお研究を要すると思ひますが、今までのところはそういう結果が出ております。

○清澤俊英君 発煙筒が工合が悪いというのはどういふわけなんでしょうか。というのは、昨年これをやるときに、塩見君が、予防の方法はいろいろあると、煙を焚いて煙が流れただけでもこれこれの効果が上がる。それは「わら」か何か焚くのですが、早目に予知することができて、そういう方法を講じた

だけでも一割や二割の損害を防止することができるといふので、こゝろいうことを言つておられたのです。まあその発煙筒というものはどういふものか私にはわかりませんが、いざれそれと同じような煙を出すのだが、効果がなるとすれば、煙に何かあれがあるのか、煙くらしい流しても實際効果がないう結論になつて、塩見さんが昨年言われた言葉を根本から覆へすのか、こゝろいう問題なんです。

○政府委員(渡部伍良君) 今のは、煙が滞留しておらなければいかんのです。だから重油を焚き、或いは「わら」、松葉を焚けば滞留するわけですよ。ところが発煙筒のやつは、ぼんと上つてすぐ消えるので、そういう意味で効果が薄いというわけですよ。

○清澤俊英君 それならば、今いろいろなガスを出すことは厭ないのですから、地べたをすつと這わして、而も霜害地帯というものがあつたれば、風の方向も通る場所もわかるのですから、そういうガスが何か流して地面を這わす、それくらいのことには原子時代において考えられないことはないと思ふのです。私はただ発煙筒がいかにや御答弁にならないと思ふ。どうもおかしと思ふ。

○政府委員(渡部伍良君) 今の松浦委員のお話は、発煙筒を特に取上げてのお話でありまして、煙を作るについては僕のほうで苦心慘情をいたしておるわけでありまして。今一番いいのは、重油を焚くのがよいというものが、去年の冷害から今年の春にかけて出た一番よい試験の結果であります。それは相当普及させたつもりであります。いろいろ

ろなことは今後も研究いたしたいと思ひます。

○清澤俊英君 函を守るといつたら原子爆弾でも何でも作つて国民が瘦せてもよいというふうな考えをしておるけれども、やはり農村における災害をなくするということが一番重大な函を守ることなんです。兵器を作る気になつてそれくらいのことをやりますならば、そんなものは一遍に解決できると思ふのです。さつき申しましたような氣象観測所のようなものでも、そういうようなものもつと細かしく要することであれば、そういうことをやりますならば、災害なんかは殆んどなくすることができるとは思ふかと思ふので、もう一つと本気になつてやつてもらわなければ百姓はたまりません。どうぞ一つお願いいたします。

○委員(片柳眞吉君) 質問は他にございせんか。

○委員(片柳眞吉君) 質問は他に「なし」と呼ぶ者あり

○委員(片柳眞吉君) それでは質疑は終つたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 速記を始め

○委員(片柳眞吉君) 速記を始めて。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

事等にくちばしを入れておるといふことを聞いていますので、これは衆議院から小枝さんもお見えになつていますが、衆議院でもこれは問題にされた点だと思ひます。そこでこの法案の審議のために是非ともその真相を明らかにしたいと思ひますので、農林中金の責任者を参考人として呼んで頂きたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 本日は衆議院議員の小枝一雄さんが見えていますから、あらかじめ御承知を願ひます。

○江田三郎君 それからついでです。もう一つ申上げますが、この法案で問題になります固定資産の内容、これを資料として出して頂きたいと思ひます。それからその資料のときに固定資産の中で確定評価基準による評価が行われていない部分の程度あるのか、その分析を付けて出して頂きたいと思ひます。特にこの固定資産の内容は、これは当然出て来ないといふとなかなか審議ができませんと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それではお諮りをいたします。只今江田委員の要求通り、農林中央金庫の責任者を参考人として出席を求め、意見を聞くことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。この人選、日時等は委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それでは御質問のかたは御発言を願ひます。

○江田三郎君 これはどの程度固定資産があつて、この確定評価基準による

評価が行われていないものがあるのかというところがわからんと、ちよつと審議のしようがないのですね。これが非常に莫大なものだという事になります。この法案の可決ということについては我々考へなければならぬ。何かそれが出て来ないといふと取りかかれないのですよ。衆議院のほうではいろいろの事情がありまして、まあ甚だ簡単に済ましておつたと思ひますけれども、私どもとしてこれを慎重審議するとなると、先ず第一に、その資料が出て来ない限りちよつと手の付けようがないと思ひます。その点委員長におきまして一つお考へになつて、事務当局のほうですぐにでも資料が出るならば暫らく待つてよろしい、明日に出るならば明日にでもして頂きたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) これは政府委員にお聞きしますが、只今の江田委員の要求の資料がすぐ出せぬ場合、どうか、正確な資料が出せない場合において、大体の見当でもここでお話ができませんか、どうか、私からお尋ねをいたします。

○江田三郎君 おかしいと思ひます。この法案を審議するのにそれだけの資料というものは当然これはなければ、一体何を元にしてこんなものをやられたのか私どもはわからぬので、これは政府提出でなしに、足立さんほか十名の提出ですから、政府のほうには責任がないのかも知れませんが、それなら一つ衆議院のほうで提出された方々のほうから資料をお出し下さつてもいいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 只今委員長からお尋ねになりました点、それから

江田委員からの御要求の資料は、私どもは準備が整つておりません。又急速に資料を整えるということにはちよつとむずかしいのじやないかと思ひます。けれども、極く大まかな推算でも至急やつてみたい、かように存じます。

○江田三郎君 政府のほうにそういう、まあそれは議員提出だから政府のほうでは責任がないということかも知れませんが、それにしてはもうかく再建整備が進んでおる以上は、農業協同組合の運営を適正に指導するために政府のほうとしても当然それだけの資料がなきゃならぬと思ひます。それけれども、まあ一応今用意がなかつたというならそれでよろしい、衆議院のこの原案を提出された方々のほうでは一体どうなんでしょう。

○衆議院議員(小枝一雄君) 今日実は代表提案者の足立議員が見えまして御説明するはずでありましたが、足立議員差支えまして私が代つて参りました。どうぞよろしく……。江田委員からお尋ねの点は御尤もな問題でございます。衆議院におきまして、各党にましてもいろいろな角度から検討をいおしてもよろしく、委員会におきましては、主として政府委員からいろいろな点を答弁を求めまして審議したということになつております。資料は只今政府委員のほうから用意しておらぬといふことであります。或る程度までこれは当局のほうでもわかつておりますので、できるだけ御説明ができることと考えております。然るべくお願ひしたいと思ひます。

○江田三郎君 そうしますと、衆議院の提出者のほうではこれに対する資料

はない、資料については政府のほうから聞いてくれと、こういふことでございませうか。そういうことで、この法案の審議というものは、これはこの資料が出て来ない限り私始めることはできないのじやないかと思ひます。尤もほかのかたが審議されるならそれは御自由でございませうけれども、私は少くともこの整備促進をやるのに問題になるところの固定資産が何ぼあるのか、その中で評価基準による評価のできていないものが何ぼあるかといふことがわからんと、これに伴つてどういふ金額が出て来るのか、どういふことになるのか、全然これは雲をつかむような話でありまして、実体のわからぬのを審議するといふことは、これはやっぱり衆議院の農林委員会としてはどうもおかしいと思ひますので、私はこれに対する質問は保留いたします。改めて資料が出てから質問いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質問は今のところありませんか。

○松浦定義君 私は議事進行のような形になると思ひますが、今、江田さんの要求された資料は当然だと思ひますが、今までの農林委員会は資料を申心として審議をして来た。肥料法案でもそういう例があつたのですが、少くとも提案者においては恐らく審議された場合において持つておられた資料等もあろうと思ひますので、そういう意味から一つ会期の問題とも絡みまして、急速に一つお出し願つて、できるだけ早くまあ我々も審議を完了するようになりたい、こういふことで、若し江田さんの御意見がそういうことであるといふことであるならば、今日他の委員の御意見を聞かれることはいいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは江田委員からの御要求もございましたので、相当の修正がございましたので、衆議院の修正につきまして、中澤議員から御説明を願ひたいと存じます。

○衆議院議員(中澤茂一君) 衆議院の各派共同による修正点の趣旨の弁明をいたします。

午後三時三十分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。農林漁業組合連合会の整備促進法の一部を改正する法律案の整備は後刻に延ばしまして、先ほどの御懇談の次第によりまして、次に、日本中央競馬会法案を議題といたします。本法律案は昨二十九日衆議院において全会一致で修正議決され、即日当院送付、当委員会に本付託となつたものであります。本法律案につきましては、去る四月九日提案理由の説明を聞いたのであります。本日は直ちに質疑に入ります。なお衆議院で修正がございましたので、修正点についての御質問がおりになります。衆議院議員の中澤さんが見えておられますから、あらかじめ御了承を願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 先に衆議院のかたに修正の二つ要領を御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは江田委員からの御要求もございましたので、相当の修正がございましたので、衆議院の修正につきまして、中澤議員から御説明を願ひたいと存じます。

○衆議院議員(中澤茂一君) 衆議院の各派共同による修正点の趣旨の弁明をいたします。

九

日本中央競馬会法案の修正案につきまして、修正案の提案者を代表いたしましたその趣旨を弁明いたします。

この修正案においては、主要修正点は数点ございますが、その第一は原案第十三条の役員欠格事項に関する規定の修正であります。即ち、國務大臣、国会議員、政府職員又は地方公共

団体の議会の議員の一に該当する者は日本中央競馬会の役員となることができないという規定であります。これからの公の権力に關係する地位にある者の影響力をできるだけ排除するという考え方に立つて、同条第五号との關係をも考慮いたしまして、その地位を去つて後一年間は競馬会の役員となること

ができないうように修正したのであります。併しながら、競馬会の設立当初は、現在国营競馬の事務に従事している政府職員の相当数が、競馬会の事務に従事するというにせざれんと、競馬の施行に困難も予想されませんので、附則第九項において第十三条の特例を定め、そのような事態の起らぬように配慮してございます。又第十三条の欠格事由の一つとして、競馬会が行

う競馬に關係する馬主を追加いたしました。これは旧競馬法下の日本競馬会の時代における慣例にも徴しまして、競馬の公正確保の見地から特に同条第六号としてこの規定を置いたのであります。

修正の第二点は、競馬会の運営審議会の委員は、第十八条第二項に掲げる者のうちから、農林大臣が任命することになつておりますが、同項中第三号として競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手を代表する者を追加し

て、これらの代表者も運営審議会の委員に任命されるように修正したのであります。これは調教師及び騎手は競馬会の運営とは極めて密接な關係があるところより、より公正にして明らかな競馬を行うため、これらの代表者を運営審議会の委員に任命することは意義が深いと考えたからであります。

修正の第三点は、競馬会の行うことができる任意的業務として第二十条第二項第三号に「その他競馬の健全な発展を図るため必要な業務」と規定されておりますが、この競馬には「馬術競技」を包含するものであることを明記したのであります。元來競馬と馬術競技とは沿革的に申しまして、又その技術面におきましても關係からいたしましても深い關係があり、競馬の健全な発展を図ることは、当然一般馬術の発展と並行して行われるべきものであるという考よりいたしまして、このように修正したのであります。

修正の第四点といたしましては、第二十七条第一項に規定する国庫納付金の割合につきまして、原案の「百分の十」を「百分の十一」に修正いたしました。これは従来の競馬の成績に徴しましても、又競馬会が行う経営は、国営よりも合理化され、事業の発展も期待できるという考えからいたしまして、国庫納付金の割合を「百分の十一」に引上げるほうがよいのではないかと考えたのであります。併しながら、発足当初におきましては、種々経費のかかる面もあり、又老朽化した施設のうち応急的に改善補修を必要とするものがある等の点を認めまして、この法律施行後一年以内に開催される競馬

に対しましては、国庫納付金の割合を「百分の十・五」とする特例を修正案附則第十項に規定いたしました。

改正の第五点といたしましては、競馬会からの国庫納付金につきまして、その用途を限定する規定を新たに設けたのであります。この点に關しましては、原案の第一条に法律の趣旨として、競馬の健全な発展を図つて畜産業の振興に寄与することを謳つておられるにもかかわらず、その内容として畜産業の振興に關しましては何ら規定されておられないのみならず、原案の附則第十項におきましては、却つて競馬法第十条の二の競馬の収入を畜産業振興經費に充當すべき規定を削除しておるのであります。これに對しましては、本委員会の審議におきまして多くの委員各位から種々批判があつたのであります。即ち原案は、競馬施行の目的をあいまいにするのみでなく、むしろ制度の改悪であり、現段階における競馬の存在意義は、主としてその収益を特定

の公益目的に充てる点に存するという論議もなされたのであります。本修正案は、これら審議の経過に鑑みまして、第二十七条の規定による国庫納付金は、これを全額畜産業の振興及び民間社会福祉事業のために必要な經費に當てるものとしたのであります。ただ従來畜産業の振興經費と申しまして、その費目につきまして甚だ漠とした解釈が行われておるようでありまして、

で、この点本修正案におきましては、有畜農家創設特別措置法及び酪農振興法に基く國の助成經費並びに馬の伝染性貧血症の試験研究經費を特に規定いたしまして、用途を明らかにすると共に、民間の社会福祉事業の振興のため

の經費に充てる金額は、民間の社会福祉事業実施の重要性に鑑みて、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相當する金額とする明確に規定いたしております。又、民間社会福祉事業の振興のため必要な經費とは、社会福祉事業法による共同募金会等、社会福祉法人に對する助成、社会福祉事業振興会法による社会福祉事業振興会に對する政府の出資或いは生活保護法、児童福祉法の規定による民間施設に對する國の補助等を指すものでありまして、これらに對する助成の財源としたいのであります。

最後に、原案の附則第十八項は、先に述べました第十三条の役員欠格事由の特例に關する規定及び第二十七条の国庫納付金の特例に關する規定が附則に追加されたため、第二十項の地方税法の一部改正につきましては、原案においては、競馬会には固定資産税は非課税になつていなかったものであります。が、競馬会の性格が公社に準ずる特別法人であることから考へて、他の類似する性格の法人と同様に、その本来の事業の用に供する固定資産については固定資産税が免除されるべきであると考えまして、地方税法中第三百四十八條第二項の一部改正を行いました。併し、他の法令の改正の關係から引用条文の整理を行なつたものであります。

以上の通りでありまして、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○河合義一君 私に質問いたしたいことは、むしろ過日の酪農振興法のと

にしたほうがよくはなかつたかと思うのであります。馬も牛も同じような動物でありまして、その飼料は全く同じなのであります。過日畜産局の御案内でダービーの競馬を見ました際に、牛のほうは冬草のない時分には「わら」を飼料とすることができるとありまして、馬のほうはそれはいけな。そして冬の間は北海道から乾いた草を移入しておるといふようなことも聞きました。どちらにいたしましても、酪農振興にいたしまして、競馬のことにはいたしまして、飼料と

いうことは同じ地位に置かれておるのでありますから、過日の酪農振興法の際に草地の点についていろいろの要望がありました。そこで私は我が國にあります川の堤防を草地と同一に認めまして、堤防におきまして飼料を作るといふことは、私はこれはなさねばならんことではないかと思つたのであります。そこで若し堤防がその保全上

そういうことに使うことがいけな。ということならば、それは絶対できませんけれども、その点は一ツ建設省のほうから説明をして頂きたい。又農林省のほうにおきましては、堤防を草地を見なしてこれを利用することができな。できんかという点について私は意見を聞きたいのであります。先ず第一にその点を聞きたいと思つております。

○政府委員(大坪農市君) 只今堤防の草地等を草地として使用できるかどうか、こゝういふ御意見であります。勿論普通の牧野等と同じように、堤防等の草地も我が國の畜産振興のための草地源といたしまして私どもも非常に

○説明員(鶴川益男君) 最近非常に進んで参つておりますのは、山梨県の笛吹川、これは甲府の少しく西南のほうでございます。非常に進んでおるところがあるようでございます。先ほど水政課長も述べられましたように、地元市町村或いは農協、こういうた形でやはり管理規定を設定いたしました。利用者の間に調整をとつて進んで参るといふような形が我々も望ましい形であり、そういう形でサイロと結び付くと、我々もかように見ておるわけでありませぬ。

○川口爲之助君 この法案の狙いは畜産の振興といわゆる行政整理であります。これにあると思ひます。そこで整理は誠に結構であります。併しこの馬匹の改良増産或いは競馬の健全なる発達といふことにつきましては、全国に数十カ所を算える地方競馬があるのであります。でありますからして、この地方競馬に任せることによつて十分に目的は達成されるのではないかと、従ひまして、一部国営競馬をやめる、そしてこれを広く社会公共のために開放する、例えば家屋は工業用或いは住宅用、土地は住宅敷地、農地、林地等に利用することができましたならば大きな効果を上げることになると思ひます。そこで今全国に国営競馬が十二カ所あるよりであります。その十二カ所のうち三分の一なり、或いは二分の一なりを廃止するといふ気持は政府にはございませぬか。その点を一つ承わりたい。

競馬と、この二つに相成つておるのであります。国営競馬につきましては、只今お話の通り、全国で十二カ所が法律によりまして指定されておるのであります。そのうち根岸の競馬につきましては、現在進駐軍関係の土地として利用されておるのであります。根岸競馬は現在中止中であるのであります。そのほか新潟と宮崎の競馬場につきましては、これはそれ／＼当該県に貸与中であるのであります。従ひまして、現在国営競馬を実施いたしておられるところは十二カ所のうち九カ所であるのであります。で、この十二カ所並びに沿革的な理由を辿りまして全国的に一応の分布を終つておるのであります。政府といたしましては現在のところ、これを拡張したい、或いは縮小したい、こういう考えは現在のところないのであります。今回提案いたしました法律におきましても、現行の競馬法のうち国営をやつておられるものを、中央競馬会をしてやらしめるといふ構想の下に、やり方等につきましては、国営の形そのままを現在やつておられる所におきまして引継いで施行せしめる、かようなことになつておるのであります。国営競馬並びに地方競馬を含めました全体の競馬制度につきましては、これはいろいろと御議論も多からうし、いろいろと研究を要する部面が非常に多からうと思つておるのであります。これらの制度の問題につきましては、今後大いに検討を要する問題じやないかと思ひますが、今回は当面問題となつております国営競馬につきまして、国自身が国営競馬をやつて参り

ますことは必ずしも適切でありませぬので、中央競馬会をしてこれを行わしめるという方針の下に、今回本法案を提案した次第であります。

○川口爲之助君 そうすると、これは結局法律改正をしなければ縮減はできないといふことですね、私の言うのは、実は終戦以来の世の中の状態を眺めておられますと、競馬、競輪、麻雀にパチンコ、挙げて享楽の一端を辿つておるのであります。これがために家庭を破壊し、或いは又経済的な悲劇を数々生んでおる、こういう環境からは決して健全な社会は生れて来ない、勤労意欲も起つて来ない、そして又正しい建設精神といふようなものも甦つて来ないのじやないかと思つてもと／＼競馬、競輪といふものは終戦直後におきまして、あの混乱動搖の状態を一方に振向けて安定を図らうとする一つの臨時的措施であつたと、かように考えておるのであります。従ひまして、この種のものには漸次縮小をして行くべき性質のものだらう、かように考えておられます。併し私はこう申しましても、本案に反対するものじやございませぬ。ただ自分の気持ちを申上げて他日の参考意見として申上げて置きたいと思ひます。

話の通りであります。御承知のように、昭和二十三年に、国は日本競馬会から現行競馬法第三十七条の規定によりまして、競馬会から権利義務の一切を包括承継いたしましたのであります。その承継したことにつきまして、日本競馬会の当時の理事者の一部のかたから訴訟が提起されたのです。訴訟は昭和二十七年の十二月十八日に、日本競馬会の代表者の長森貞夫という人から国を被告として提起されたのであります。が、当初は競馬法第三十七条の規定によりまして、国が競馬会と締結したところの契約が無効であるという訴訟であつたのでございませぬ、その後訴えを変更いたしまして、東京競馬場の敷地建物並びに現在競馬部のおりまする庁舎の返還請求、こういうような恰好に相成つております。

○清澤俊英君 今伺つたその契約といふもの、契約並びにそれが無効であり、どうしても国のものであるといふことは、三十七条によつて確かに国のものである、こう畜産代表としての畜産局長が申していいと思つております。その契約はどういうことになつておりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 契約は日本競馬会が持つております資産並びに負債の一切を日本競馬会が農林大臣と契約いたしましたして、資産負債の一切を譲り渡す、こういう契約内容をなしてあります。

○清澤俊英君 譲り渡すといふことになりますと、譲り渡すは無償なんですか、その契約では……

○政府委員(大坪藤市君) その当時から競馬会といたしましては競馬を執行することが困難でありましたので、資産負債の一切を国に無償で譲り渡す。こういう契約を締結いたしてあります。競馬会の競馬に關する財産であります、これはいろいろと沿革があるものであります。大正十二年でありましたか、旧競馬法が制定されましたときに、全国で十一の競馬クラブがあつたのであります。十一の競馬クラブでそれ／＼競馬を実施いたしておつたのであります。その後競馬といふものをより公正に実施するといふ建前から、昭和十一年になりまして日本競馬会といふものを設立いたしましたのであります。これは法律を改正いたしまして、新らしく特殊法人として日本の競馬会を作つた。できました日本競馬会は従前ありました十一の競馬会から無償で財産を引継いでおるのであります。そういうような沿革がありまして、競馬につきましては、大体の考え方といたしまして、競馬を施行しなすもの、その施行に必要な資産を持つて行くといふのが大体の今のまでの建前になつておるのであります。と申しますのは、昭和二十三年のときにおきましても、中央競馬会といたしましては、当時の占領行政でありまする独占禁止等の関係もありまして、これは当時の社会情勢といたしましては、日本競馬会が競馬を行うことは適當でないといふことに相成つたのであります。然らばその場合にどうすればいいか、たくさん馬主がおり、騎手があり、調教師がおる、こういう関連いたしたまは多くの競馬関係者を抱えてどうすればいいか、行き方がいろいろと論議になつたのであります。が、国で競馬を施行するならば止むを得ないといふ關係方面の御意見があ

つたのであります。従つて国として競馬を行なつて行く、こういうことに相成つたのであります。そういうような関係からいまして、従前からのいきさつもあり、国で競馬を施行いたしまする以上は、国で財産を持つことが当然であるという意味であります。従つて競馬法におきましても、国は日本競馬会から資産負債を承継するようないことができるといふふうに競馬法で規定をいたしておるのであります。つまり競馬会から資産負債の一切を承継する権能を法規によつて与えておる。

その規定によりまして、当時の農林大臣は日本競馬会の役員、これは全部と思ひますが、役員のかたと承継契約を締結いたしました。

○清澤俊英君 そうですと、一番先にできました十何力所なんかの競馬クラブでは、これは国が作ったのですか。

○政府委員(大坪藤市君) これは勿論その十一の地方、地方によつてはいろいろに差異があると思ひますが、当時競馬に非常な熱心なる関係のかたが主になつておられました、一応競馬場を作つておるのであります。国がその後これは明治四十一年頃かと思ひますが、長年に亘りまして施設の改善その他に相当の金額を助成いたしておるのであります。従つて国の補助金と競馬による収益と、それから地方の競馬に非常な熱心なる方々の寄付その他によつてでき上つておる財産と、かように考へたほうがいいのではないかと考へておられます。

○清澤俊英君 ところでわかりましたので、それでですね、若し訴訟に万一負けるような、経過から見ますれば私

は負けることはないと思ひますが、負けた場合には、この法案は殆んど用をなさないと、そう考へてよろしいと思ひますか。

○政府委員(大坪藤市君) そういうような事態でありまして、法律の規定に基きまして、国が法律に与えられたしる権能によりまして、正式に合意の下に従前の理事者と契約を遺憾なく締結したいと思ひのであります。私どもといたしましては、毛頭この訴訟に敗訴などというふうな場合は考へていないのであります。従つて今後の問題として敗訴になります場合にはどうかというところにつきましては、現在のところどうすればいいか、どうするかというところにつきましては、考へていないと申上げて差支えないと思ひますが、仮に万一負けるというふうなことがなつたといつたとしても、国といつたしましては、これは現に持つておる財産でありまして、一応出資をしておくということ、これは法律上も差支えないのであります。

○江田三郎君 今の訴訟の問題ですが、この間まあ我々のほうで怪文書か何か知らんけれども、この内容を書いたものが来ましたが、それで行くこと、井上部長がGHQの名を以て来られたが、GHQのほうはそういうことはなかつたのだというふうなことが書いてあり、又今、局長も関係方面の意見と

○江田三郎君 今の訴訟の問題ですが、この間まあ我々のほうで怪文書か何か知らんけれども、この内容を書いたものが来ましたが、それで行くこと、井上部長がGHQの名を以て来られたが、GHQのほうはそういうことはなかつたのだというふうなことが書いてあり、又今、局長も関係方面の意見と

○江田三郎君 今の訴訟の問題ですが、この間まあ我々のほうで怪文書か何か知らんけれども、この内容を書いたものが来ましたが、それで行くこと、井上部長がGHQの名を以て来られたが、GHQのほうはそういうことはなかつたのだというふうなことが書いてあり、又今、局長も関係方面の意見と

というわけじやありませんまいから、相当な根拠を持つておると思ひるので、一休この訴訟代理人はそれ、誰が担当して、今までの裁判の経過というものはどういふ工合になつておるのか、もう少し今の点聞かして置いて頂きたいのです。若しこれが引つくり返つたら、出資していつていいのだということ、それはその通りでなければ、この中央競馬会の基礎が根本的に崩れてしまふわけですから、これはもつとはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 関係方面という言葉をちよつと語弊があると思ひますが、当時の社会情勢をいたしまして、特定の法人が競馬を實行して参るのには必ずしも穩当でないというふうな結論になりまして、法律の規定に基きまして……

○江田三郎君 誰の結論ですか、結論というのには誰がそういう結論を……

○政府委員(大坪藤市君) 従来これは立法措置を必要といたしたのであります。法律において従前は日本競馬会が競馬を行うということになつておりましたのを、国及び都道府県というところにつきまして、従来日本競馬会が實行いたしておりました競馬は国でやる、こういうふうになつたのであります。その結果、法律の第三条に明記いたしまして、国は日本競馬会の財産を承継することができるといふことになりました。当時の農林大臣であります永江農林大臣は、その規定に基きまして、今の原告側と契約を締結いたされたのであります。で、訴訟は昭和二十八年の五月三十日を第一回の口頭弁論といたしまして、現在八回に亘つて弁論が行われております。これは法務省

が訴訟の政府代表となつておりまして、畜産局からはその関係人として畜産局は全部それに關係をいたしておる。こういうふうな恰好に相成つておるわけでありまして。

○江田三郎君 その相手方の訴訟弁護人は誰がなつておるのか。それからこの関係方面といふのは語弊があると言われるけれども、局長がその関係方面といふことをさつき言われておるから私は言うのです。それから私が言いましたこの怪文書か何か知らんけれども、とにかく井上部長が当時課長としてGHQの命令だといふようなことを言われた、こう言われるので、それでこの継承できると言ひましたも、この継承できるというところは、継承しなればならんとか、何とかといふこととは違ひなものです。その継承するときに仮にもこの国の法律その他によらない何かの力を以てそういうことをしておるというところになると、これはやはり私問題になるのじやないかと思ひます。それで若しこれが全然問題にならんことなら、今日まで八回も公判が続いておるといふようなことにならないで、裁判所だつてもつと早く結論を出してしまつたらどうと思ひます。どうも昨年五月以来八回も継続されているというところになると相当根拠があるのではないかと気がするのでして、そのうした今までの公判の経過からいふと、どういふことになつておるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 被告は国といたしまして大連法務大臣が被告人になつておる、代表になつておるわけでございます。原告のほうは長森貞夫といふことになつております。弁護士は赤木

堯といふかたと小山知一といふ二方になつております。弁論をいたしましては八回継続いたしておりますが、これは訴訟でありまして、今後もこの問題につきましてはまだ数回口頭弁論をするのではないかと、かように考へておるのであります。一応民事訴訟でありますので、裁判当局をいたしましては、すべてこれは訴訟關係の事件を詳細に審理するといふことは如何なる事件におきましても、これは当然じやないかと思ひのであります。口頭弁論も今後もお続行されると、こういうふうな考へております。

○江田三郎君 当時の実情は井上さんが一番詳しいのだらうと思ひます。文書の中にもあなたの名前が出てくるのだから……。そこでその井上さんとして、継承できるという規定になつておるのに、このGHQのほうでもう方針がきまつておるのだから、お前らこれこれ言つたつて仕方がないのだといふようなことでもおやりになつておるのか、どうもそこが私合点が行かないのです。継承できるということ、国が継承しなければならんといふことは大分違ひのものですから、どうもそこが合点が行かないのですかね。

○政府委員(大坪藤市君) 継承する、継承することができ、それから継承せねばならん、この三つの段階じやないかと思ひのであります。継承するといふことになりまして、法律上の当然の結果として継承するといふことになつておるのであります。継承せねばならんといふことになりまして、これは国が法律によりまして継承せねばならんといふ義務を負うということになるのではないかと考へます。本件の場合におき

死活の問題でございまして、はつきり名前を申し上げますと、当時の経理部長である山口立氏は、直接自分の知り合いの通訳をお連れになつて向うのアンチ・トラスト・セクションに行つてヘンリー・ウォール氏と会見して、二、三度会つてお話ししたように承わつております。従ひまして、原告側が御承知のやうに一方的に我々が押付けた、或いはこれに陰謀をたくらんでおつたといふことにつきては、私どももれつきとした証拠を挙げてこれを説明することが出来るわけでございます。ともかく、さういふような経緯がございまして、ヘンリー・ウォール氏からどうしても閉鎖するやうな言渡しがございまして、したが、今申し上げますやうに、この広汎な関係がございまして、何とかこれは勘弁してくれ、さうして漸く競馬に関する団体だけは閉鎖機関指定から免かれしめるやうに、約二月に亘り毎晩のやうに向うにも押しかけ、いろ／＼な話をいたしまして勘弁をしてもらつた経緯もあるわけでございます。そのときのこととは今はつきり覚えておりませんが、この競馬会の当事者でも、単に理事者のかたのみならず、一般のかたにも感謝されたのであります。然るにその後、その競馬を運営にするならばやつてもよろしいというアメリカ側の線が出されております。と申しますのは、独占企業というものは、国のやうな形体でやるよりいた仕方がないのだといふことであつたのでございまして、さういふやうに申し上げますと、ちよつと誤解を受ける虞れがありますが、独占的なやうな事業をやるのは今申し上げますやうに、民間の団体では困るといふアメリカの出方であり、そこで日

本競馬会と相談いたしましたして、日本競馬会の財産は理事会の決議によりまして困が引継ぎまして、それにつきましては、当時の理事会の決議書もあつたわけでございます。それはもうはつきりしたものでございまして、さういふ経緯がございまして、今日に至つておるわけでございます。いろ／＼議會に文書を出されまして私の名前が上つておりますことは誠に不徳のいたすところでありまして、私としては残念に思つてございまして、なお書類等につきましては、その点の弁明が許されませぬが、弁明いたしたいと、かやうに考へます。

○江田三郎君 今経過を聞きまして私も完全に了解したといふのでなく、占領下の行政といふものは非常に複雑でありましたので、それを一々問題にして行くと、あとにやほいろいほ複雑な問題も出て来るので、今の話を聞いただけではまだ納得できない点がありますが、関連質問ですから清澤さんにやつてもらつて、又あとでもう一遍やります。

○清澤俊英君 只今大体お伺いしようと思つたことはわかりましたが、これをやめるといふことの趣旨の基本は、今、部長さんの言われておる通り、軍馬を増産したというだけの問題なのですか、その他にまだありませんでしやうか。

○説明員(井上綱雄君) アメリカ側のその当時の言ひ分は、日本の競馬会は軍馬をよくするための目的でやつておる。日本競馬会は軍馬の改良増殖といふことがその目的になつておつたと言つていいだらうと思ひます。馬の改良増殖といふことは日本では軍馬のことであると、向うは一方的に断定した、さういふもの考え方であつたのであります。併しそれはとにかく、当面のこれを解散しなければならぬ団体だといふ理由ではなかつたのであります。日本競馬会は独占禁止法に触れる事業である。それは先ほど申し上げましたやうな理由からであります。然らば独占禁止法の第何条に触れるかといふ問題につきましては、独占禁止法の趣旨に鑑みていかん、さういふことであつたのであります。

○清澤俊英君 それはその団体の中におる者が、一口に言えばボスが集まつてやつておるといふことを非常に重く見ておつたやうにも聞いておりますが、それはなかつたのですか。

○説明員(井上綱雄君) さやうなことは承わつたことはございせん。ただ議會でさういふことを申上げるのはどうかと思ひますが、実は当時は世上甚だ騒然としておりました、やはり日本競馬会に統合されますその以前の関係者で、やはり不満のあつた人があつたと私は思ひます。それらの人が日本競馬会のやり方は、当時戦争前の様子で、無理に押え付けて自分たちの財産をとり、又自分たちのさういふ権能を投下して、日本競馬会ができたのだといふやうな投書なり、或いはそれらの人が直接アンチ・トラスト・セクションに行かれましたお話を聞いたのが一つの動機になつておつたのじやないかと私は想像いたしております。又後日さういふ人から直接私は聞いたこともございますが、これは噂話でございますので、お聞き流しを願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 その当時競馬部長としての井上さんは、その趣旨に対しては、今の向うの見解に対しては或る程度肯定しておられましたかどうか。さういふことは、この競馬法が通ります際、あんなボスがやつておるのだから、これはふいにしてしまへといふので、無理やり大多数で押切つたと思つたのですが、一人も同情するものがないかつたと思つた、さういふことを今でも肯定しておられますか。

○説明員(井上綱雄君) 甚ださうも困つたお尋ねでございますが、私はその当時の日本競馬会に関する限り、地方競馬のことは私は申上げない、日本競馬会に関する限りは農林大臣から任命され、且つ又経歴から申しましたも、当時の理事長の安田さんは貴族院議員になられたかたでございます。且つ又理事一般としても大体農林省出身の方々も地方におられての名望家でございますので、私はボスとは考へておりません。ただアメリカ側がさういふ見解をとつておりましたし、且つ又この日本競馬会が解散いたしましたして、向うの言ふごとくエニ・パーソンなりが競馬をやるというやうなことになるかと、これは必ずや当時の世情からいひまして、ボスが活躍するであろうといふことは信じておりました。併し前からやつておつた人がボスであつたといふことは、私は今でも考へておりません。

○清澤俊英君 その問題はやめますが、この競馬といふものが併つて我々は一休馬券といふものが併つて我々は競技を中心とした博打だと考へておるますが、これはどういふふうにあなたはお考へになつておるのですか。同時にこれを衆議院で審議せられた中澤さんなどは、競馬と博打競技が違つておるといふやうな御見解はつきり出ておりますので、何かその点に触れておることもありますので、一つその点をお伺ひしたい。

○衆議院議員(中澤一君) これは実は基本的な問題として、一休この目的に畜産振興と謳つておるが、果してこれが今畜産の振興に役に立つておるのかといふ議論は基本論として大分鋭く出ました。そこで畜産振興をするならば、今の競馬なり、何なりがどういふ貢献をしておるか。何百万という金を出して買つて来て、一流の人たち、それにファンも附いておるでしやうが、さういふ一部の富裕な人の遊びみたいなところ、さういふものはいかんじやないか、これは止すべきだといふ議論もありました。そこで結局最後は、じや畜産振興を目的に謳つていながら、事実畜産の振興に貢献していない。さうすれば、これは一休賭博じやないかといふ議論が大分交されたのです。最後に畜産振興に然らば必要悪として今の段階において我々は認めよう。畜産振興に真に役立たせるために、先ほど修正で申し上げましたやうに、この益金は四分の三は酪農振興と畜産家の創設に使うのだ、四分の一は社会事業に使うのだ、さういふことで各派が妥協したといふ経緯になつておるのでございまして、さういふことは、御説明の通りに富くじ行為が伴うといふことはお説の通りであります。博打と言ふことはどうかと思ひますが、とにかく賭けと申しますか、

○政府委員(大坪廣市君) 競馬につきましても、御説明の通りに富くじ行為が伴うといふことはお説の通りであります。博打と言ふことはどうかと思ひますが、とにかく賭けと申しますか、

富くじのな行爲をこれは伴つておりません。従つて競馬に關しましては、これは日本におきます競馬が施行されてから経過につきましては、お手許に資料を配付いたしておるのでございますが、従前からこの富くじのな行爲と考へられましていろいろ論議せられ、そのために特に競馬というものを法律を以て刑法の除外例としていろいろふうになつてゐるわけでありませう。然らばなぜ競馬をやるか、こういうことにつきましては、或いは委員の方々によりまして御見解の相違もあらうかと思つてありますが、日本におきまして、世界各國におきまして、長いこと競馬をやりました経過と言ひますのは、要するに競馬を行うことによりまして優秀な馬というものを中心にいたしまして、それによつて馬の改良を図つて行くということがその中心の目的であるのであります。勿論その時におきまして、競馬で上つて来ました益金は、或いは畜産振興に使うとか、社会事業に使うとか、或いは競馬によりまして健全なスポーツというふうな考え方を持つておられるかたもあるものであります。少くとも農林省で長いこと競馬を主催して来ましたが、その点と私は関連するのですが、第一條で「競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与する」、そういう点ですが、先ず競馬から若干の金が畜産振興費に振向けられるといふことはわかつておられますけれども、ここに言う畜産の振興といふのは、ただそれだけのことを意味しておるのか、それから一体馬の改良増殖といふことと競馬とどういふ関係があるのか、競馬馬といふものは、競馬をやれば競馬馬はできませうけれども、競

あるし、おられんところもあるのですね。おられんからといつて文句を言うわけじやないが、本会議が始まるというのでそれから休憩して頂きたい。
○委員長(片柳眞吉君) 本会議は確めておきますが、清澤委員まだ……、ちよつと待つて頂きます。

○江田三郎君 本会議をやるといふべし、今日の本会議としては党としても重大で、いろいろ議員總會をやつてゐるわけですから、他党の人がおられるなら言ひませうけれども、他党の人がそれぞれ会合をやつてゐるのじやないかと思ひますから、休憩して頂きたい。
○委員長(片柳眞吉君) 暫時休憩いたします。

午後四時五十九分休憩
午後六時四十八分開会
○委員長(片柳眞吉君) それでは農林委員会を再開いたします。

○江田三郎君 競馬が博打だとか何とかという議論がさつきあつたのですが、その点と私は関連するのですが、第一條で「競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与する」、そういう点ですが、先ず競馬から若干の金が畜産振興費に振向けられるといふことはわかつておられますけれども、ここに言う畜産の振興といふのは、ただそれだけのことを意味しておるのか、それから一体馬の改良増殖といふことと競馬とどういふ関係があるのか、競馬馬といふものは、競馬をやれば競馬馬はできませうけれども、競

馬馬といふものを作ることは日本の馬にどういふ関係があるのか、そういう点大坪局長の基本的な考え方を一つ述べて頂きたい。
○政府委員(大坪藤吉君) 競馬の目的は、今回御提案いたしました中央競馬会法の第一條におきまして、日本中央競馬会の目的を定めるところに、その前提を以ていたしまして競馬そのものの目的を以ていたしてあります。競馬につきましては、いわゆる馬の能力と目的を客観的に決定いたしました。そのために、馬を競争させまして馬の資質を抽出するといふことに相成るのであります。従つて競走によつて出て参りました優良な馬といふものを土台といたしまして、馬の改良増殖を図つて行く、こういうことに相成つてゐるのであります。勿論只今御意見がございましたように、競馬によつて上ります収益といふものを畜産の振興、社会事業その他の目的に寄与することも或いは競馬の一つの目的とも思つてあります。が、本質的な目的は馬の改良増殖その他畜産の振興を競馬の本質的な目的といたしてゐるのであります。

○江田三郎君 この競馬から上る収益を畜産に振向け畜産が振興になるといふなら、これは何も競馬でなくてもいいんです。自転車競走でも、ポートレースでも何でもいいんです。そういうようなことは私は根本問題じやないと思つて、競馬の健全な発達といふことと馬の改良増殖といふものがどういふような関係があるのか、一体日本の方はどういふ馬を作らうとしておられるのか、馬といふのが今後牛或いはあなた方が日頃言われる酪農、乳牛その

他の關係で、馬といふのは将来どこへ持つて行かれようとしてゐるのか、そういう馬についての根本的な方針といふものを述べて頂きたいと思ひます。
○政府委員(大坪藤吉君) 馬に關しましては、御承知の通りに、戦前におきましては、いわゆる軍馬といふもののが育成といふものが馬産の一つの目的であつたわけでありませう。併しながら、終戦後におきましては、軍馬といふ一つの目的は完全に姿を消しまして、現在におきましては産業馬、特に農耕馬を主として馬の改良増殖の中心といたしてゐるのであります。政府におきましては、昭和二十六年の六月と思ひます。馬の改良並びに生産方針という基本方針を定めまして、その方針によつてこの馬の改良増殖を図つてゐるのであります。けれども、これは飽くまで中核の農耕馬を中心として改良増殖を図つて参る、かような恰好になつて参つてゐるのであります。勿論北海道の或いは鞍馬、これは別であります。が、内地の一般の馬につきましては、中核の農耕馬を中心として改良増殖を図つて行く、かような恰好に相成つてゐるのであります。

○江田三郎君 だからそういう農耕馬に重点をおくといふことと、競馬馬を作るといふことはどういふ関係があるのですか。
○政府委員(大坪藤吉君) この馬の改良増殖であります。競走馬に出走いたします馬はアラブ、サラブレッド、トロッター、大体三つに分れるのであります。私技術者でありませぬので、その方面につきましての詳しい事情については知識が足らないかと思ひますが、馬の改良を図ります場合に、いわゆる

血液の問題といたしましても、いわゆる軽種といふものの優秀性といふものが、いわゆる中核の農耕馬においても必要である。同時にアラブについては関西方面におきましては、アラブの馬そのものが農耕用に使役されてゐるといふような点もあるのであります。アラブ系統の馬といふものの優秀性といふものは、現在におきましても農耕馬の改良の場合に相当な重要性があるのであります。つまりサラブレッドとアラブにいたしましては、その優秀なる馬を競走によつて見出しまして、それを中心として馬の改良増殖を図つて参る、これが従来からの馬の改良増殖の方針であります。今後におきましてもその必要性は決してなくなつて来るわけじやないのであります。この点が競馬の本質的な目的に我々考へてゐるわけであります。

○江田三郎君 局長も専門家でないと云われませうし、競馬馬と農耕馬との改良の因果關係といふものは、今日は馬のほうの専門家の野澤さんが見えたから私妙な質問をすると笑われるかも知れないから、その程度にしておきます。先ほど申しましたように、訴訟の問題については私どもとしてなお十分に合点が行かない。独禁法の適用はしないことにした、こういう皆が喜んでおられるところ、それからこの継承、この継承できるというところが、直ぐに継承という事実になつて現れたという繋りについてはどうも少しばかり合点の行かん点があります。それは何も井上部長を何とか彼とかいふのじやありません。そうでなしに、先ほどの御説明だけでは合点の行かん点があり

出されるわけですか、個々の団体へ出されるわけですか。

○政府委員(大坪藤市君) この出し方の点につきましては、これは厚生省、文部省所管と思えますので、その係官によりまして御説明申し上げたほうがよいと思っておりますが、政府の予算査定の場合に、共同募金会等でありましたら共同募金会に対しては政府が何ぼ歳出予算として助成金を出す、或いは児童福祉関係であれば、児童福祉関係の民間施設などの施設に対して幾らの金額の助成金を出すという事を、これは予算決定の場合に相手方を特定をする、こういうことに相成ると思っております。

○江田三郎君 私よくわかりませんが、民間の社会福祉事業団体というものが、民間が直接金を出すとすることはできるんですか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、法律によつて規定されておるものについては、例の特殊の憲法上の制限は除外されておるのであります、除外されている団体について出すというものは、好意に相成るわけであり、この点につきましては詳細は専門の者がおいでになると思いますが、詳細に説明させていただきます。

○江田三郎君 今日その答えのできる人がおりますか。

○政府委員(大坪藤市君) もう待機いたしておきますので、只今参ります。

○江田三郎君 それじゃその人が来られるまでその次に移ります。附則第三による競馬会の設立委員というのはいかなるんですか。

○政府委員(大坪藤市君) 設立委員といたしましては、行政官庁の職員、これは大體大蔵省関係、農林省関係が主となると思えますが、政府関係の職員と、それから学識経験者と、この二つを以て成ると思えます。

○江田三郎君 この団体の役員には欠格事項があるわけですが、政府職員はこの団体の役員になれないということですが、そういう役員として欠格事項を持つてゐる者が設立委員になるという事は矛盾はございませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 設立委員は設立のために必要な仕事を現実に行うのであります、競馬会の役員になり得る資格を持つてゐるかどうかとはおのずから別問題ではないかと、かように考えてゐるわけであり、

○江田三郎君 それはちよつと私おかしと思つてますが、設立委員というものは非常に重要な役割をしなければならぬのです。それが片方において役員としての欠格事項に該当している者が、設立委員のほうは構わぬというものはちよつと合点がいきません。これは一つ委員長にお願い申し上げますが、追つて法制局のほうの意見を聞かして頂きたい。どうもその点がちよつと合点がいきません。まあそれはその程度にしておきます。それからその次にもう一つお尋ねしますが、今後こういうような競馬において、場外馬券というものをあなた方どうお考えになつておられますか。これが一体競馬の健全なる発展ということとの関係で基本的な考え方を聞かして頂きたい。

○説明員(井上綱雄君) お答え申し上げます。この場外馬券につきましては、現在いささか沿革がございまして、現在の競馬法ができました当初は入つていなかったものでございます。その後になりまして、一年くらい経つてからと思はれますが、元は場内において馬券の発売ができることであつた、場内においてという字が議会において削られまして、我々当事者といつたしましては、削られた限りにおきましてこれを実行する義務があると思つたので、当時の大臣の御承認を得て場外馬券を発売することにしたのであります。当初はその当時の情勢から申しますと、二十二年、二十五年頃でございまして、甚しく交通が困難でございまして、例えば東京の府中の競馬場へ参りますには、他人に非常に迷惑をかける、又中山も同様でございまして、大衆電車が混雑する折柄でもございまして、或る程度に行きたい人の欲望を満足させ、交通機関も混雑いたしましたので、そういうことから場内においてということに削られましたことと併せまして、私どもとしては実行いたしましたのであります。当初は今のように相当な、今一日の売上三千万円くらいも東京市内で売つておりますが、常識的に申し上げます、こういうことにするつもりもなかつたのであります。現在に至りますと、相当な会社、銀行その他に勤めておる人々で、朝来しみのために買つておいて、夕方それを受取つて帰るといふような人の楽しみも非常にあります。併し私ども当事者といつたしましては、只今この点に注意しろといふふうな御意見のようになりまして、申上げます。余りこれは感心しなすべき性質のものではない。特に競馬の木来の性質から申しまして、馬を鑑定しながら馬券

を買ふということではなければ、先ほど来いろ／＼御質問もございしましたが、競馬本来の目的を達するのは、やはり馬の改良増殖、延いて又畜産の改良を果すといふことにあると思はれますので、かくのごとき場外馬券を今後ますます盛んにするといふ考えは、ございせんのであります。ただ現状は相当な御希望がございまして、その御希望に應ずる程度にいたしておきたいと思はれるのであります。

○委員(片柳眞吉君) 江田委員に申し上げますが、厚生省の社会局の庶務課長が見えておられます。

○江田三郎君 希望があるからと言つたところで、希望というのはいろ／＼人の希望があると思つて、それ／＼の希望が皆正しい希望じゃないと思つて、少くとも競馬の健全な発展ということを急願とせられてゐるあなた方として、どういふ希望にも副へないといふのではなしに、おのずからそこに一定の建前というものがあつて、ある程度、希望があるから置いとくという程度であつた方の基本的計画は達せられるとお考えになつておられますか、どうですか。

○説明員(井上綱雄君) 言葉が少し足りませんが、お叱りをこらむつたことと考へますが、今申上げましたことは希望に副つてといふ、どこまでも希望に副つてやるという意味ではございませぬので、大変な御希望がございましたので、或る限度にとどめてやつて行きたいと思つてございまして、従いまし

て、現状三千万円程度の売上をいたしておりますが、これを五千万にしろ、六千万にしろといふことは積極的に計

画すべきことではないかと考えておるわけでありまして。

○江田三郎君 社会局のほうからお見えになりましたから……、先ほどちよつと畜産局長に聞いたのですが、この民間の福祉事業団体の振興のために必要な経費に当てるというのには、具体的にはどういふ手続をとつて実施されることになるのか、それをお教え願ひたいと存じます。

○説明員(熊崎正夫君) 厚生省の社会局の庶務課長でございまして、社会事業振興のために、社会福祉事業の上に必要、民間社会事業の振興のために必要な経費を計上するといふようなことに相成りますと、毎年度々々の一般会計予算の予算折衝の過程におきまして、大蔵省と個々の話をいたしまして、民間社会事業振興のためにこれこれの経費といふことで予算編成の際に考慮されるというふうに私どもは了解いたしておるわけでございます。

○江田三郎君 それでそういう予算を組んでおの／＼の民間の社会福祉事業の団体へ出されると、こういうことな

○説明員(熊崎正夫君) 民間社会事業につきましての現在の厚生省の各法律でやつております仕事としましては、御承知と存じますが、法律が現在社会福祉事業法、それから生活保護法、それから児童福祉法、それから昨年成立いたしました社会福祉事業振興会法といふ、この四つの法律に基きまして民間社会事業のために公の金を支出する途が開かれておるわけでございます。従いまし

て、この法律によりまして一応予算の枠内で民間社会事業のためにこれだけの経費が支出できるというこ

とになりまると、予算執行の過程におきまして、各民間施設にこれ／＼の金額を振興のために出す、こういうことに相成ろうと思ひます。

○江田三郎君 一つあなたの方の根本的な基本理念というものを尋ねたのですが、この間何ですか、ハイアライとかいろいろありますが、この今競馬というのでもいろいろありまして、場外馬券等も行われており、ここでは馬も見ないで、新聞の予想や何かを見て馬券を買つて勝つたり負けたりするのですが、そういうようなところから出て来る金を民間の社会福祉事業に使われるという事は、もう少し突進んで行けば、ハイアライ法あたりと非常に似て来るのですが、そういう点はどういう場合にお考えになつていますか。

○説明員(熊崎正夫君) 御意見につきましては、私どもの従来の考え方をいたしましては、いろ／＼と問題があらうという事は考へておつたのでございませうが、特に競馬のことにつきましては、只今先生から御説明のありましたこれまでの世上で問題になりました性質のものと多少違つたような、これまでのいきさつをお汲取り頂きたいと存するのでありますが、社会福祉関係の我が国におきまして、一番先鞭を付けた法律といたしまして、救護法というものが昭和四年に成立をいたしましたことのあるのであります。これは只今総合的に救済立法という事で行われております生活保護法の前身というふうに申しても差支えない法律でございますが、昭和四年に救護法が成立をいたしましたときに、やはり財源支出につきまして非常に困難を當時の

政府としては感じまして、財源がないという事で、昭和四年に法律が施行になつたにもかかわらず、これが成立を見たにもかかわらず、これが施行を延期されておつたいきさつがあつたのであります。それをどうしてもこの救護法を速かに施行しなければならぬという事で、その財源を結局当時の競馬の売上金で以て救護法の財源を賄おうというふうなことによりまして、大体当時の金といたしまして五十万円程度の金額を計上いたしたいいきさつがあるものであります。その後ずつとやはり競馬のほうの売上金で以て救護法の施行費も或る程度賄われて来たといういきさつがございまして、そういうような歴史的経緯にも鑑みまして、この競馬の売上金を社会福祉関係の仕事に使うという事は、我々として

は、その他のいわゆる射撃心をそそるような性質のものとは多少違つたのではなからうかというふうにお考へておりましたし、戦後におきましても、民間社会事業振興のために非常に民間の業態としましては困却をいたしまして、共同募金あたりを通じまして、辛うじてつらい合所を賄つて来たのであります。その間各民間の社会事業におきましても、せめて競馬の売上金くらいは廻して頂いてもよろしいのではないかと御意見をあらゆる席上におきまして論ぜられたのであります。これにつきましましては、厚生省としましてはいろ／＼と御批判はございませうけれども、現在の民間社会事業の不況を察しますと、その程度のことはいつお願いして頂いてもいいのじやないかと、いろいろに考へておる次第でございませう。

○江田三郎君 あなたが厚生大臣でないのですから、余り議論してもいけませんけれども、この競馬というのでも、私のみるころでは競馬の性格といふものはだん／＼交つて来ていると思ふのです。軍馬といふものがあつたときの競馬と現在の競馬とは違つておるし、まして競馬で場外馬券というふうな、あの姿を見るときに、私は競馬々々というてもその内容というものは相当變つて来ておる、それでも構わん、どこからでも金をもらえればいいというのならば、先ほど申しましたハイアライ、そういうあたりと余り選ぶところのない、五十歩百歩であらうと思ひます。これはまああなたが政府の責任者でありませぬから、この程度にしておきます。清澤君から質問があるようですから、私厚生省から見えてか

ら……。

○清澤俊英君 先ほどお伺いしておきましたのは、今の江田君の質問にも関連してはいると思ひますが、大体競馬という仕事は根本においてスポーツなのか、賭博なのかというのです。賭博じやないというよりなさいお話がありました。私賭博を前提としておる競馬だと、こう考へているのですが。

○政府委員(大坪藤市君) 競馬につきましましては、競馬の目的は競馬をやることとが目的なのであります。競馬をやりまますのは要するに優秀な馬をそれによつて見出すという事であります。で、競馬をやる事が目的であるのであります。いわゆる馬券を発売するに申しますのは、競馬に伴つて副次的に、(二)どつちかわからんね」と呼ぶ者あり)理論的に申上げますれば副次的に発行する富くじ的な行為、併し

これは飽くまで競馬を施行します場合に馬券を発売するという事で、競馬そのものの本質的な目的は馬を競走させることによりまして優秀な馬を産出して行く、こういうことが目的であるわけでありませぬ。

○清澤俊英君 それでは何ですか、馬券がなくても競馬は発売して行きますか。

○政府委員(大坪藤市君) 馬券を伴いませぬと競馬といふものを、いわゆる普遍的に施行いたしまして、優秀な馬を見出すということそのものが不可能になる虞れがありますので、馬券といふものを発売いたしまして競馬を施行する、こういう恰好になつて参ると思ふのであります。

○説明員(井上綱雄君) お答え申上げます。この場外馬券を売つておられます場所は、御案内の通り銀座とか、新橋とか、池袋とか、繁華なところでございます。そういうところで、勿論御希望があるからそういうことにはいたしたのでございませうが、施設の関係その他は大體交通会社でございませうとか、或いはデパートでございませうとか、そういうふうな我々といつたしましては、極く低廉な家賃で貸りられるところ、又はなほ低廉であるかと申しますところ、交通会社とか、デパートとかいふところは、そういうものをやりますにつきまして利益を得るわけでございますので、貸します賃金は安くて相互依存の関係になることを前提といたしまして、これが個人の権利に帰属するようなことは極力避けまして、短期の契約をいたしておきます。又制限と仰せになります点は、例へば施設を二倍にする、三倍、五倍にすると思ひます。

○松浦定義君 今場外馬券の問題で御意見があつたのですが、これは先ほど御説明のあつた現在三千万くらいというのですが、それを五千万、六千万にしたくはないというのですが、やつぱりこれは制限しているのですか、何かで……。今三千万とか、それ以上に売らんとか、何とか制限しているのですか。

○説明員(井上綱雄君) お答え申上げます。この場外馬券を売つておられます場所は、御案内の通り銀座とか、新橋とか、池袋とか、繁華なところでございます。そういうところで、勿論御希望があるからそういうことにはいたしたのでございませうが、施設の関係その他は大體交通会社でございませうとか、或いはデパートでございませうとか、そういうふうな我々といつたしましては、極く低廉な家賃で貸りられるところ、又はなほ低廉であるかと申しますところ、交通会社とか、デパートとかいふところは、そういうものをやりますにつきまして利益を得るわけでございますので、貸します賃金は安くて相互依存の関係になることを前提といたしまして、これが個人の権利に帰属するようなことは極力避けまして、短期の契約をいたしておきます。又制限と仰せになります点は、例へば施設を二倍にする、三倍、五倍にすると思ひます。

れば、我々といたしましては、これは直ちに相当手広く売れて行くことになろうと考へますが、そういう点を考へまして、まあいろ／＼な要求もございませうけれども、施設の改善等につきましては極めて消極的な態度をとつておるわけでありませう。又借りる施設等も、先ず現在のところそらむやみに大きくするつもりもございませぬので、そこらの辺で制約があると申上げたいのであります。

○松浦定義君 それはやはり場所によつて経費がかかるから、現在のようない形で行けば多くならぬ。併し何程そういう場所が制限されておりましたも、額においては幾らでも買得るわけですから、そうしますと、非常に競馬狂というふうなものが出て参りました、そういうものが多くなりましたと、きには、やはり三千万のものを四千万、五千万も現在の額が殖えることによつて、これを今のようなお話では抑制できないと思つて、そういう点はそれではないのですか。

○説明員(井上綱雄君) お答え申上げます。只今のところ入場者一人当りの平均をとつてみますと、大体四千円前後、これは場外馬券につきましては著しく少なくなつておりました、尤もこのほうは入場者の数がはつきりいたしません、その半額以下であろうと考へます。今御意見の通り、これが一人一万円或いは二万円と買つてもがなきにもあらずでございませうけれども、大体は競馬場に行かれる人が、その日の都合により或いは土曜日等は特にそうでありませうが、傾向を見ますと、土曜日のほうが多いのであります、行きたければ、我々といたしましては、これは直ちに相当手広く売れて行くことになろうと考へますが、そういう点を考へまして、まあいろ／＼な要求もございませうけれども、施設の改善等につきましては極めて消極的な態度をとつておるわけでありませう。又借りる施設等も、先ず現在のところそらむやみに大きくするつもりもございませぬので、そこらの辺で制約があると申上げたいのであります。

極くそういうこと、好きな人が若干そこに集まるといつたような状態が現われておるわけでありませう。これは御心配になりますよ、二倍、三倍になるでございませうが、すでに始めましてから四年間によるわけでもございませうが、傾向を見ておられますと、場外の人当りの平均は殖えておられません。且つ又私どもとしましては或る程度の心得を以て、市内におきまして競馬場風景が出ることは適当でないと思つて、近い将来におきまして、例へば外から見えないような工合に制限をした建物の中でやつたほうがよろうといふような意見もございませう、できますならば、私どももそういうふうな努力もいたしておるわけでもございませう。従つて、私どもといたしましては極めて消極的でありませう、次の団体がございまして、農林省といたしましてはさういふ指導方針をとつて参りたいと思つておられます。

○松浦定義君 これは私は全然考へ方が違ふと思つておられます。それは今お話を聞きますと、場内馬券は四千円、場外馬券は非常に少いのであるから、その意味から言つても云々といふお話であります、場内馬券はこれは遠距離でも何でも高級自動車で乗りつけて来るような人が多い。そういう人だから、昨日は一万円つた、今日は二万円つたといふこともあるのです。場外馬券の人は本当に百円か、或いは二百円くらいしか買わない。そのことによつて大部分が自分の何と言いますか、趣味的なものを満たさうといふ、こゝろ考へを持つた大衆のために私はあ

るべきだと思つておられます。そういう意味から考へますと、これを私は制限するといふような半面も一面ありますけれども、むしろそういう意味から行きますと、私はあまり制限をするといふことは、本法がそういう利潤を、先ほど話がありましたように、社会保障に転化しようといふような意図があるならば、やはり大衆の中から、高級車に乗つて行けないものためには、もう少し場外馬券というものは、むしろ先ほどのお話であつたならば殖やすべきであるといふたような感じを持つわけでは、さういふことについて私はもう少しお考へ願ひたいのと、それから何ですか、今この場外馬券というふうなもの、先ほどお話になりましたように、どこをどう走つたかわからないものを見ておつて、それを買つて、さういふのは、先ほど江田さんが言われたように、他の競技法と何ら変りがないものであつたといふような御指摘があつたので、今私はさういふことになしにもできる方法がある。例へばさういふ場合にはテレビなんか備へ付けてあるのですか、どうですか。

○説明員(井上綱雄君) 只今テレビは備へ付けておりません。ただ新橋で、向うの借りておられます新橋興業がやつておられるといふことを承つておられます。私まだ見ておりません。ただこれは現状ではテレビを附けたそのことが非常に交通事故を起すくらいの人だかつて狭いものでございませうから、テレビを附けるというふうなことは今考へておられますが、先ほど江田委員からお話のございました点、私のほうは必ずしもさうでないといふことは抗弁する

つもりじゃございませぬが、さういふ見解を持つておられますのは大体場内に行く人で、その日の都合で行かれない人が大半ではないか、御指摘のようには行つたこともない人も或る程度混つておるようには思ひますけれども、場外馬券に来る人の過半数以上は少くとも会社銀行に勤める人でございませう。当日の番号を見れば、この馬はどのくらいのところに来るだろう、或いはそれらの事情に明るい人が当日の事情で行かれないといふのが主な原因じやないかと思つておられます。その成績を見ますと、自然土曜日よりも売上が多いのでございませう。これらの点を見ますと、土曜日は動機があつて行かれない、日曜日はその人は行くのだけども、さういふこと、まあ土曜日に買われるのではないか、まあ詳しいことはわかりませんが、さういふふうな想定いたしておる次第でございませう。

○松浦定義君 これは土曜日や日曜日に多いことはつきりしておるので、これは高級車で乗り付けるような、月曜日や火曜日にも乗り付けるような人だつたら大変だと思つておられます。ですから、これは土曜日から日曜日にかけると多いといふことは必ずしも場内馬券を買つたばかりではない。これはやはり場外馬券を買つたといふ、そこでよりしか買えないといふ人が多いといふことであつて、今の御指摘のようになつて、それは全然ないといふふうには考へませんが、多数であると思つておられます。私には馬のこととは何ばかりかわつておつても、さういふ券を買つておられるから、さういふから内容はわかりませんが……。

れから先ほどお話があつたように、テレビを備へ付けることによつて非常に交通妨害を起す、私はそんなこととは、さういふ方法もあると思つておられます。さういふ意味から私は今後これがやはり中央に移管された場合に、さういふことを契機として、何かそのくらいの施設くらいはこの大きな資本の中から見て、さうして十分大衆のためにも、さういふ行けない人のためにも間違いない競走の過程が十分わかり得るようにしてやるといふような温い程度のこと、私はおやりになつてもいいと思つておられますが、全然さういふことは、今度の法案通過に對しましてさういふ考へ方は従来通り何らできないと、施設の点とか、或いは経費の点等々でございませう。さういふことが、まあ希望がなければ別ですが、希望があつた場合にはやつてもいいと思つておられます。この点伺ひたいと思つておられます。

○説明員(井上綱雄君) 先ほど申上げましたように、外から見まして人だかりがしてゐるといふ風景が好ましくないと申上げたわけでもございませう。これはベルリンで私も見た経験がございませう。又パリでもさういふことがございませう。大きなデパートの下あたりのまあ地下、第一階のようなところに馬券ホールができておりました、コーヒーを飲ましたり、酒を飲ましたりするところを附設してそこで馬券を売つておられる。外から見たところでは一向わかりませんが、例へば銀座通りで街頭に人が溢れておつて馬券を買つておられることは私どももいたしまして決していい風景ではない。これらにつきましては相当反省すべきものがある。こゝろ

いうように考えておるので率直に気持ちだけ申上げます。併しながら、今後におきまして成るべく外から見えないように完全な設備をいたしまして、且つ又お話のように相当これを楽しむ人もあり得ると思うので、やる以上は相当の売上増大ということではなくて、来た人にはいい感情を手とるように持つて行くことはよかるうと考えております。

○清澤俊英君 それでですね、私は何も下らんことで、賭博が先か、スポーツ的な競技が先かということ先ず明らかになりたいという事は、私自身も考えますところは、勿論競技は中心としてやりますが、今の競馬なる観念を、私はやつておりませんよ、競馬といふものは自分では一つもして見ない。見ないで第三者的な立場で競馬といふものを見ますとき、これは馬券を中心とした、それが中心で動いておる。従つて賭博的なものがより多く取上げられておる一つの競技体だと、こゝろ私は見えておる。だからその点を一つ明らかにするために、どこまでもこれは健全な競技体をなしたスポーツ的なものである。こゝろいろいろお考えになつておるのか、それとも私の申上げます通り賭博が先決した一つの競技体である。こゝろいろいろに考えておられるか。この中心の取り方によつて非常にももの解釈が違つて来ると思ひますので、だが併し、それだからといつてこれをあながち、私ははつきり言つておきますが、否定しようといふことで、そゝろいふことを言つておるのではないから、それを心配なしに御返事を願ひたいと思ふ。

○政府委員(大坪藤市君) 現在の状態におきましては、表面に大きく馬券の発売といふものが出ておりますので、只今の御意見のよきなことに関連させることも往々にしてありますが、少くとも競馬の歴史的な発展過程を申しましようか、経緯から申しまして、競馬は飽くまで馬を走らせて、競走して見るということがその出発点をなしておるのであります。ただそゝろいふふうには能力を競い合はる場合に、往々これはほかの競技におきましても見られることではあります、それに賭けごとをする、こゝろいふことが伴つて参りました、これが廻り廻りして賭けごとをする、こゝろいふことによりまして競走そのものも発展をして参る。こゝろいふ循環論法と申しますか、そゝろいふような形で発展をいたしておりますが、発展の経緯からいたしまして、これは日本ばかりでなしに、各国に行つておられる、この競馬におきましても、当初のスタートはこれは飽くまで競馬、馬を競走せしめ、そしてその能力を競うといふことが、これが根本であるわけでありま

○清澤俊英君 それだとしますとね、こゝろいふことが考えられるようになると思ふのです。而してそゝろいふ目的を以て或いは発達したかも知れない。或いは昔、大昔には馬に乗つて競争したりすることが第一の武器であつた時代には、その競技を争つた時代もありましたよ、或いはそゝろいふようなことか、らだん／＼と技術を争つたといふような、寛永三馬術といふような愛宕山において聞いたようなことをやつたことありましようし、いろ／＼な過程を経て来たか知りませんが、現在における

実情としては大体大衆の射倖心と言いますか、あなたの言われる、を中心とした、賭博を中心にして上つておるの競馬の本体ではないかと思われる。そゝろいふと、初めの過程はよかつたかも知れませんが、現段階におきましては、そゝろいふ一つの、先ほど中澤君も言つておつた一つの社会悪と思ひます。賭博的な社会悪と思ひます。だがその社会悪とは見るが、併しそれはそれとしてまあこゝろいふようなところに非常にごまかしたものがあつて、社会悪だからして皆必ずこれはなくせといふようなわけにも行かないものもありましよう、併しこれは社会悪であつて、これから先将来は弊害のあるものだといふことがはつきりして来るならば、これを運行して行く過程において、だん／＼社会善に帰す方法も考えられなければならぬ。それをどこまでもこれは馬の資質の改良をするのだと、こゝろいふような議論で行きますと、これは大変な問題になる。場合によりましては、又これに補助金を出してやらなければならぬといふ時代も来るかも知れない。敗戦前におきましても、成るほど

日本の國の馬質改良、さつきあなたが言われておる通りにGHQに阻止せられた。日本の競馬なんといふものは軍の促進であつたといふような、阻止せられるほどのこれは有効性を持つていたわけでありまして、そゝろいふ改良も要らない。果してこの競馬をやつて、農馬を改良せられるか、せられないかといふようなことは、私はあなた方と違ひますから、わかりませんが、競馬をやつたからと言つて、馬の改良をすることが、どれほど多くやれるかとい

うことは、ちよつと私はやはり素人でありまして、疑いがあると思ふ。だんだん馬を農民がみずから飼わなくなつて来たところを見ると、どうもおかし。そゝろいふと奢侈的な面が残される馬の改良といふものは、ほんの競馬をする、馬券を射倖的に取扱うその事業のために大きな一つの改良が企てられる。それだけのものが残るのじやないかと申すのです。そゝろいふようなものでありますならば、将来において又考えるところが非常にあると思ひますので、ただお伺ひしたいことは、率直にこれは競馬といふものの賭博行為が今現出しているのだと、私は思ふのであります。どこまでもそゝろいふものは自由であつて、馬の質の改良のために競馬は必要だと、こゝろいふ御議論だといふと、もう少し続けて行かなければならぬといふ、こゝろ思ふのですが。

○政府委員(大坪藤市君) 競馬に關しましては、本法第一条にも規定いたしてあります通り、馬の改良増殖その他一般の畜産振興のために競馬を施行するのであります。競馬の真の目的は、馬の資質改良をその眼目としたしておりますが、付随的に競馬を施行いたします場合に、いわゆる馬券といふものを発売すると、こゝろいふ恰好になつておりました、それは飽くまで先ほど申しましたような因果の關係になつておりました、逆の因果の關係はなつていない、こゝろいふように私は考へるのであります。

○政府委員(大坪藤市君) これは先ほども申し上げました通り、優秀な馬を選定いたしまして、それによつて馬の改良増殖を圖つて参るわけでありまして、ただ出た走ります馬の種類をいたしましては、先ほど申し上げました競走馬の種類によりまして多少異なつて参るわけでありまして、ともかくといひまして、馬の競走によりまして、優秀な馬を選出いたしまして、それを基礎馬として改良増殖を圖つて参るわけでありまして、なほ詳細につきましては競馬部長によつて御説明申し上げます。

○説明員(井上綱雄君) この点につきましては、競馬の沿革的な問題と現状とを混同しないようにお話し申し上げたいと考へます。只今仰せになりましたことは、我々といひましたし、甚だ苦しい答弁をいたしているようで、心中甚だ愧怍たるものがあるわけでございますが、併しながら、全然競馬の存在は馬の改良に縁がない。或いはむしろ積極的に害があると、こゝろいふお話をなさるかたもあるのではないかと申す、これもやはり行き過ぎではないかと思ふのであります。私実はこのお席で申し上げて来たであつたのであります。それ以前から、三十年近く馬のことばかりやつて参つたのであります。それで確信を以て申上げますが、戦前までは軍馬の改良、軍馬の改良といふことでございました。そゝろいふその競馬は軍馬の改良に役立つておるもののごとく取沙汰されておりましたが、実はやつて見ましても、軍馬の改良といふことと競馬とはどれほどの關係があつたかと申しますと、これも甚だしく稀薄で

あつたわけでありませう。我々といいたしましては、今日この議場において汗をかいておられることと、その当時においても申上げておつたわけでありませう。正直に申しまして、競争馬が軍の必要とする馬の改良に一体どのくらい役立つかと申しますと、一年に二頭か、三頭であります。当時種馬の質上などでも四千頭くらいおつたのでありますが、そのうちで僅かに数頭だけがこの競争馬に關係のある馬であつたわけでありまして、大抵日本の軍馬は、次第に山砲馬といつたような重い型のものが必要になつて参りまして、戦争が始まる前には、乗馬といつたようなものは次第に影を消しました、主に駄馬になつて参りましたので、だん／＼競争馬の關係とは離れて参つたのであります。併しながら、然らばこの駄馬の關係はどうかと申しますと、やはりこの馬と申しますものは、牛と違ふ点は、機動性のあるということ、又それに持久力があるということ、そういうことでなければならぬのであります。この競争によりまして、激しい能力鍛練をやり、且つ又その鍛練の結果、秘定をいたしますと、優秀なる馬の能力というものを若干これに付与するということは、どうしても軍馬といつたようなことを考へますれば必要であつたのでありまして、決して世上、統計的な数字だけを以て無用であるという説をなす人もあつたわけでございますが、必ずしもそうではなかつたのでありまして、この点はその後この戦争に突入いたしましたから、北海道等の重種或いはそれに類するようなものが特に満洲方面にどんどん送られました。又それが役に立つと

いうようなことから当時の軍の非常な強要によりまして、一遍にこの内地の馬の方針が變りまして、重種の血液だけが尊重される時代があつたわけでありませう。そういたしまして戦争が終りましたけれども、その要望と申しますか、日本の軍馬の改良に基く種馬の要望は今日もお尾を引いておるわけでございます。従来産業並びに国防上必要であるということと三十年來やつて来た馬の方針は、軍馬改良方針は、主に国防上の必要のみから論ぜられましてのために、ややもすれば農馬のほうがおろそかになり……。

○委員長(片柳眞吉君) 成るべく簡潔に願います、本会議がございませうか

○説明員(井上綱雄君) 農馬としては重くて体が大きくて、そういうような軽くて丁度手頃なものは姿を消して、影を消して行つたような状態でございます。私どもといたしましては、この軽種のアラブ系統の馬或いはサラブレッドの若干のものはこの農馬の改良方針を或る程度是正し得るもの、全然必要がないものとは私は考へておりませんし、又これを活用して従来技術的な誤まりを修正する必要もあろうかと考へておる次第であります。大変長くなりまして……。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、なお競馬部長から更に詳しく説明をいたすことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

午後八時九分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた。〕

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された

一、日本中央競馬会法案(予備審査のための付託は三月三十日)

昭和二十九年六月十八日印刷

昭和二十九年六月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局